資料　1

第２期
豊川市子ども・子育て支援事業計画
（素案）

令和元年　月
豊　川　市

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の背景 2
２　計画策定の趣旨 3
３　計画の位置づけ 4
４　計画の期間 4
５　計画の策定体制と経過 5

第２章　子どもと家庭を取り巻く 環境の状況 7
１　豊川市の状況 8
２　アンケート調査結果からみえる現状 21
３　子ども・子育てを取り巻く現状と課題 34

第３章　計画の基本的な考え方 37
１　基本理念 38
２　基本目標 39
３　施策の体系 41
４　子どもの成長に合わせた切れ目のない支援 43

第４章　量の見込みと確保方策（法定事業） 46
１　教育・保育提供区域の設定 47
２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 49
３　人口の見込み 51
４　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 52

第５章　子育て支援施策の推進　　（法定外事業）. 72
１　家庭や地域における子育て支援の充実（基本目標１）. 73
２　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目の ない支援体制　づくり（基本目標２）
. 78
３　子どもの育ちを支える環境の整備（基本目標３）. 82
４　仕事と子育ての両立の推進（基本目標４）. 84
５　子どもの貧困対策. 85

第６章　計画の進行管理. 88
１　施策の実施状況の点検. 89
２　国・県等との連携. 89

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させ、平成27年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかし、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取り組みを一層強化・推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和４年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿整備を令和２年度末までに前倒しして実施していくこととしました。さらに、平成30年９月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、３歳から５歳児クラスのすべての子どもたち及び、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げて、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

2 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という）では、これまで平成27年3月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

また、平成29年豊川子ども調査では、本市の子どもの貧困率は5.2%となっており、国民生活基礎調査（平成27年 122万円以下）の貧困線による全国平均の貧困率13.9%を大きく下回り、愛知県の5.9%も下回っている状況となっていますが、厳しい環境にある子どもたちが少なからずいます。

こうした中、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子育て支援施策を推進するとともに、子どもの貧困対策を含めた「第２期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に基づく子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）と位置付け、一体的な計画とし、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。

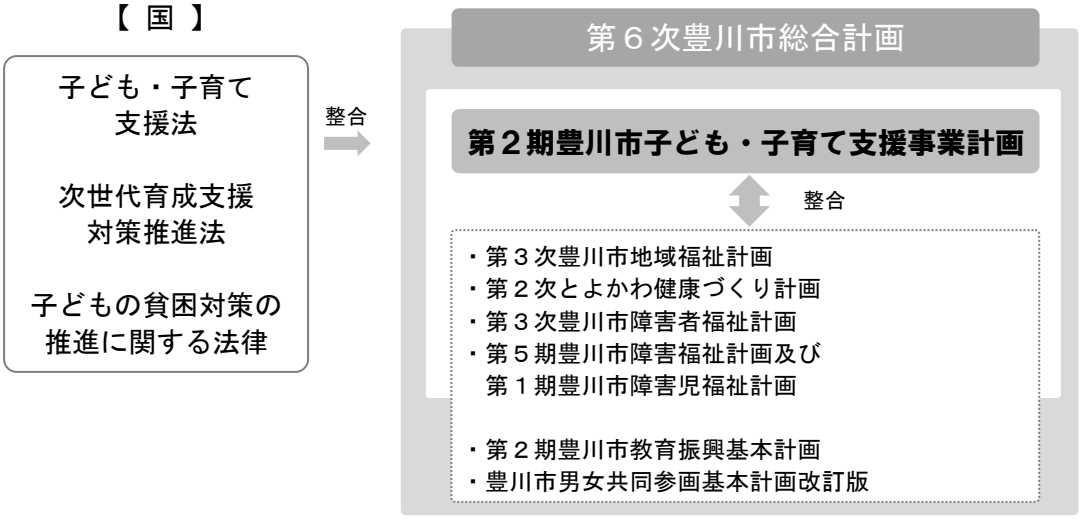

4 計画の期間

この計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
第２期豊川市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と経過

（１）市民ニーズ調査の実施 ・・・・

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学１～６年生の保護者を対象として、平成30年12月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	2,000 通	1,045 通	52.3%
小学生児童の保護者		2,000 通	1,084 通	54.2%

（２）豊川子ども調査の実施 ・・・・

子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための実態調査を行い、実効性のある子どもの貧困対策を行うため、愛知県が平成28年12月に行った「愛知子ども調査」と、平成29年２月に本市が実施した「豊川子ども調査」の回答を合わせ、実態を把握しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
小学１年生保護者	小中学校を通じて配布 回収は郵送または学校回収	717 通	501 通	69.9%
小学５年生児童＋保護者		780 通	489 通	62.7%
中学２年生児童＋保護者		733 通	436 通	59.5%

（３）「子ども・子育て会議」の設置・開催 ・・・・・・・

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

（４）パブリックコメントの実施 ・・・・・・・

令和●（●●●●）年●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 豊川市の状況

（１）人口の状況

① 年齢３区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は横ばいの傾向にあり、平成31年で186,526人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢３区分別人口の推移

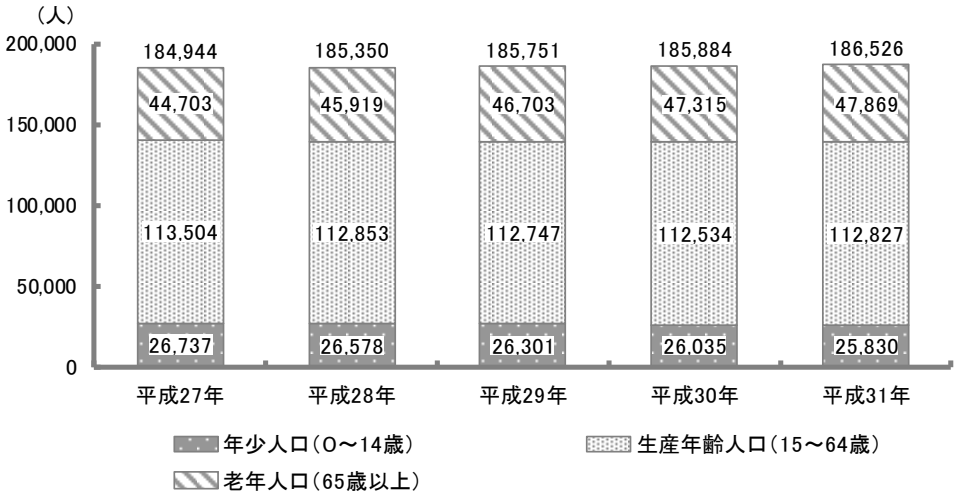

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末日現在で9,732人となっています。

子ども人口の推移

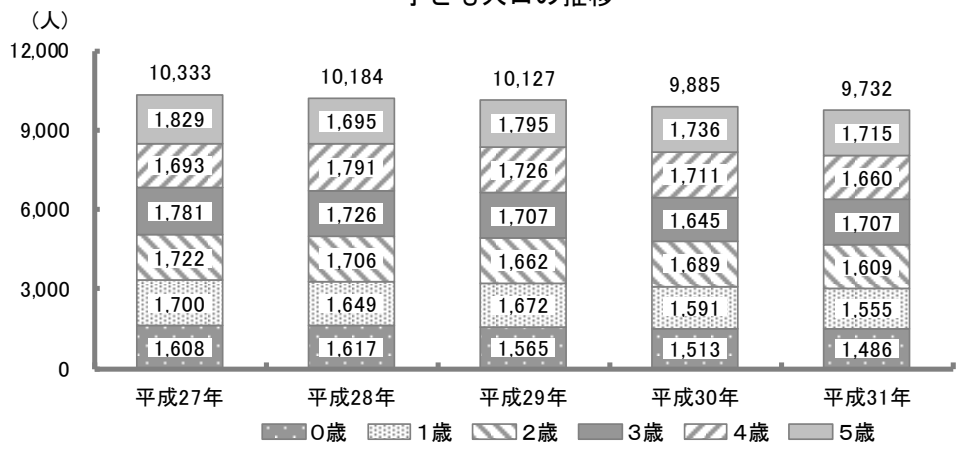

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返しており、平成31年3月末日現在で10,795人となっています。

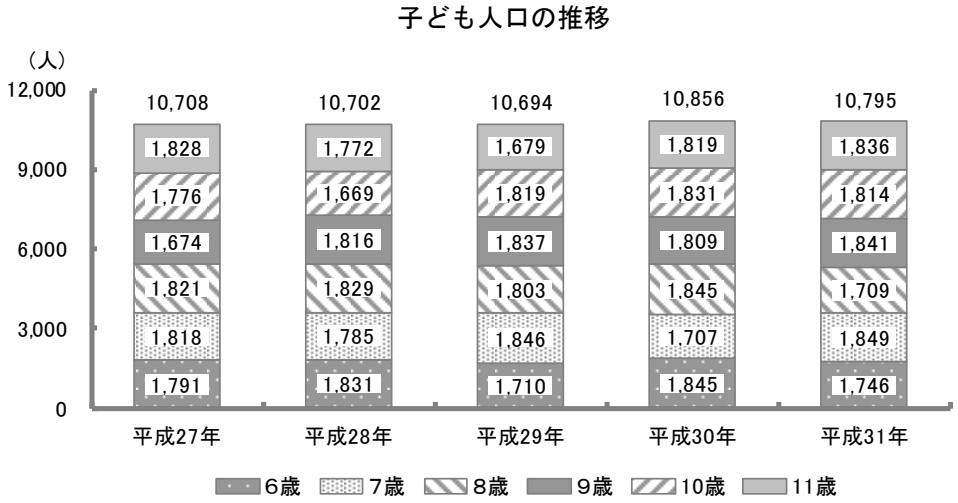

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

（２）世帯の状況 ・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で41,430世帯となっていますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、一般世帯数の増加に伴い横ばいとなっています。

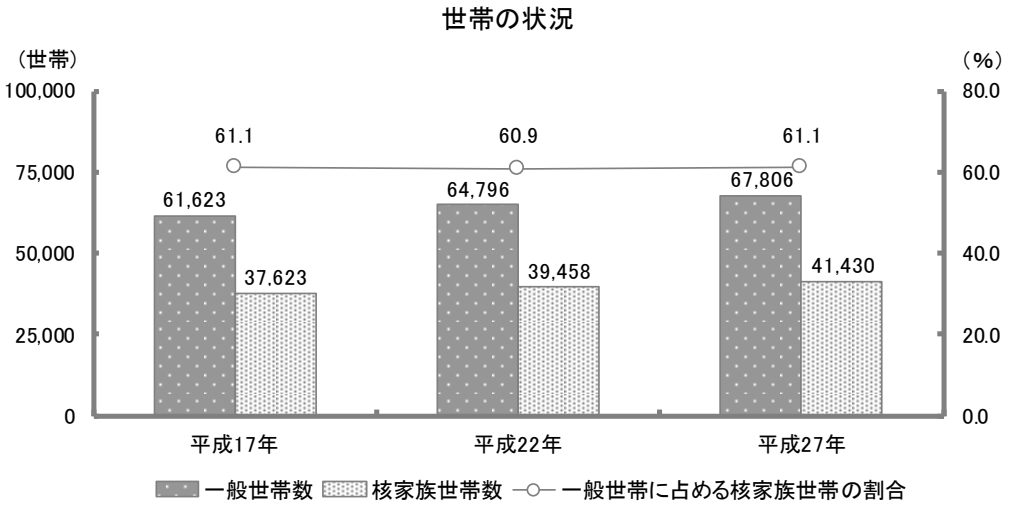

資料：国勢調査

② 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で18,085世帯となっていますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加しています。

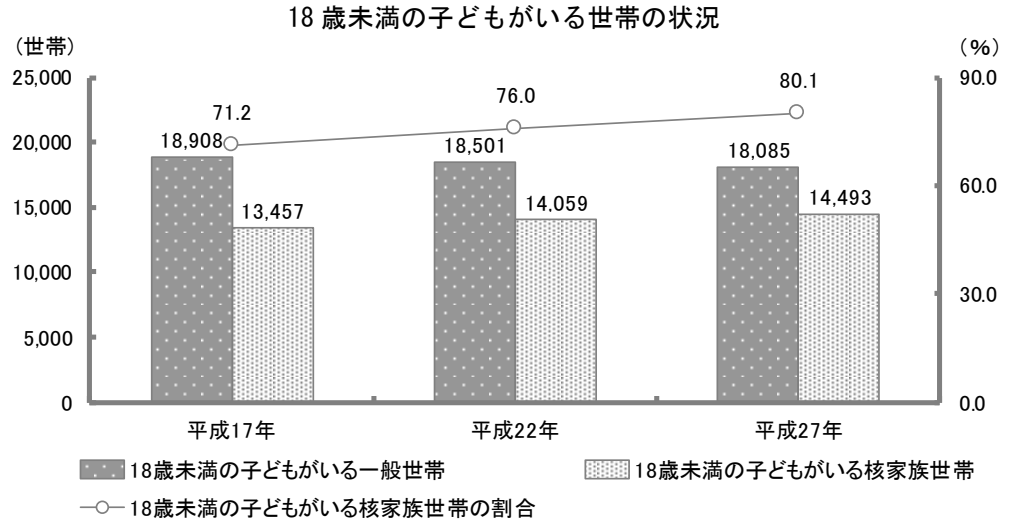

資料：国勢調査

③ 6 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の６歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少している一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

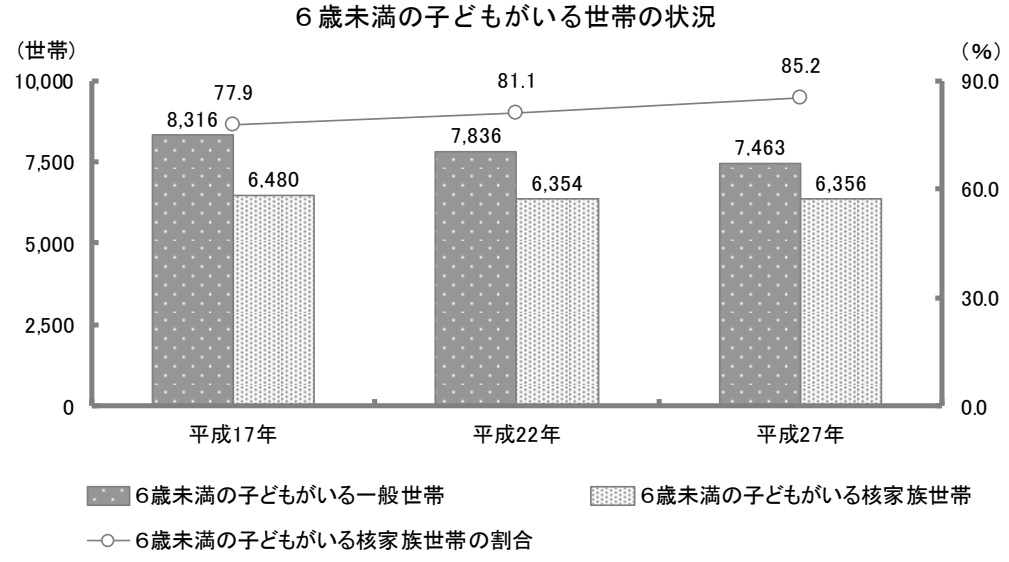

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で966世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増減を繰り返し100世帯前後で推移しています。

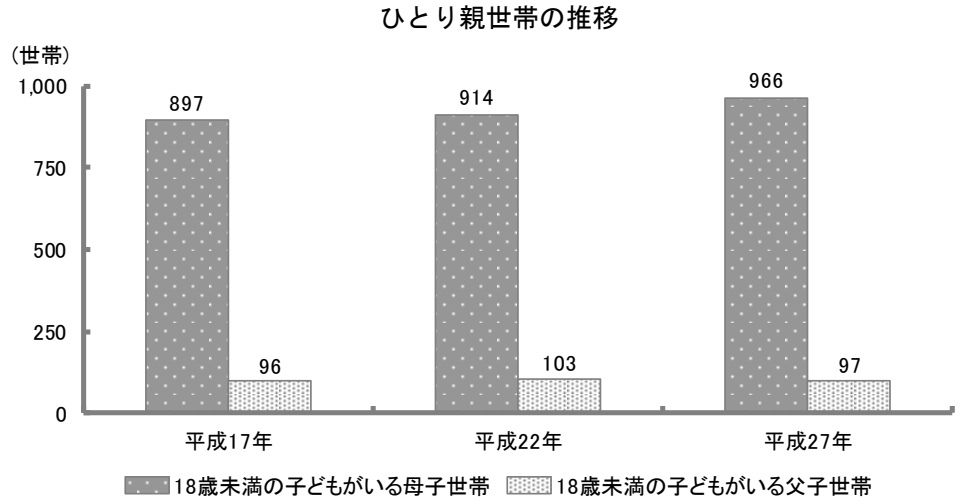

資料：国勢調査

（３）出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で1,498人と過去５年間で最も少なくなっています。

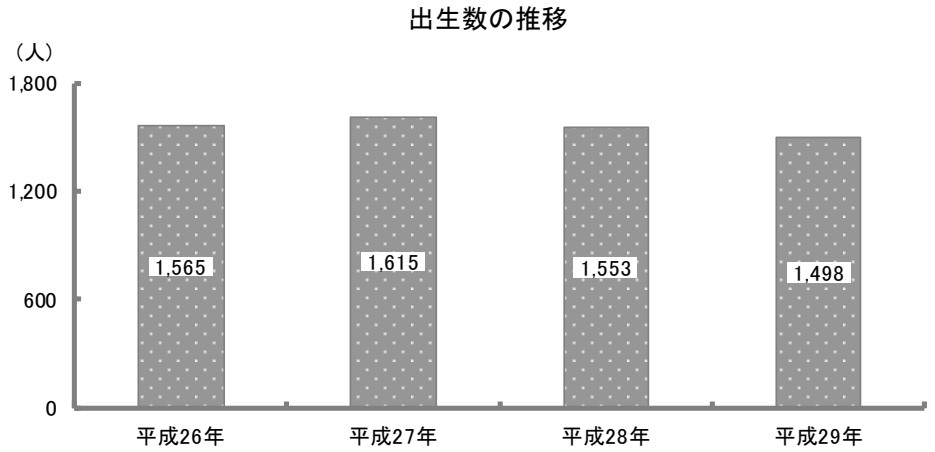

資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35歳以上の割合が増加していることから、晩産化の傾向にあることがうかがえます。

母の年齢（５歳階級）別出生率の推移

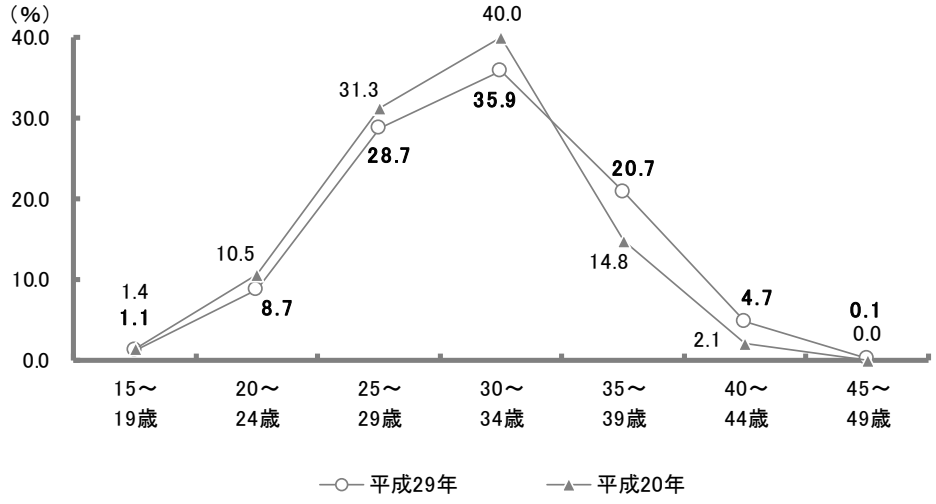

資料：愛知県衛生年報

（４）就業の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移

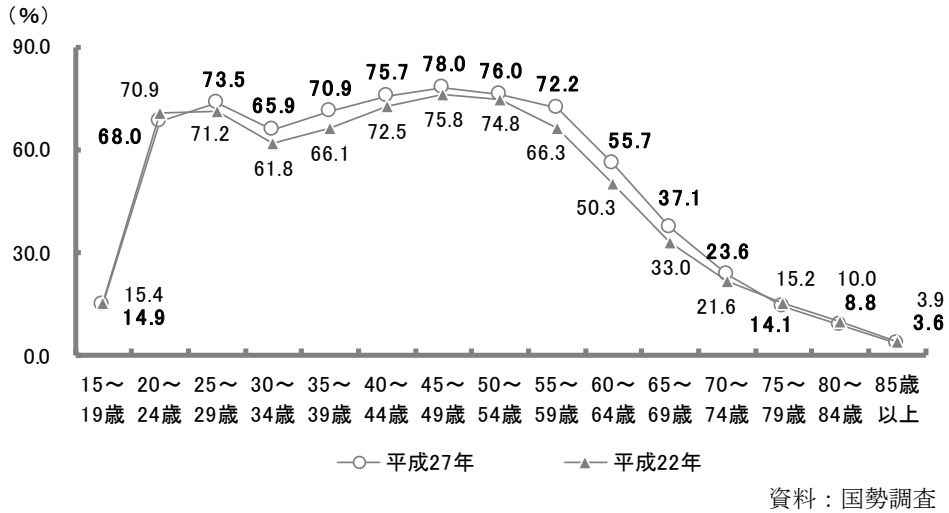

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国・県より高い傾向にあります。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

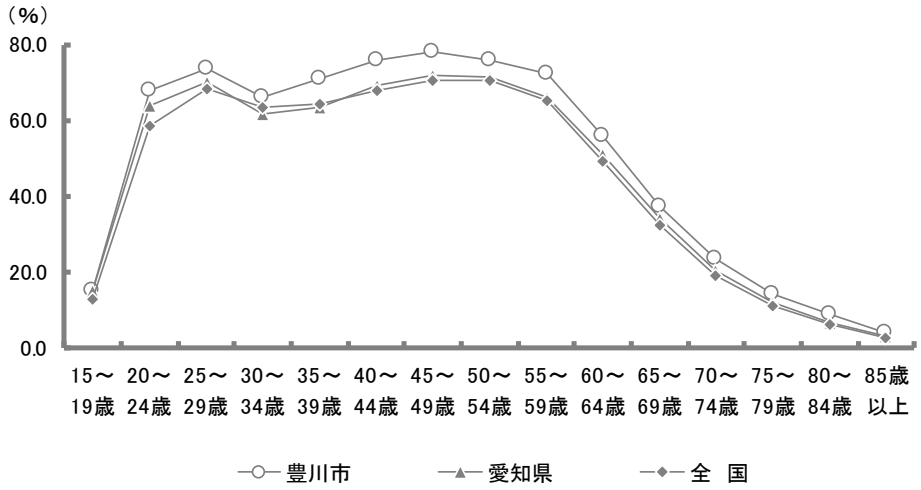

資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

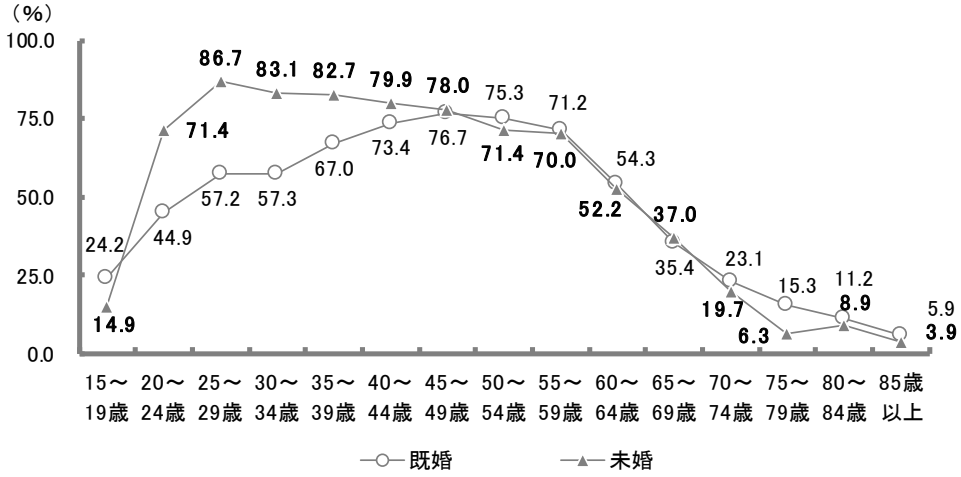

資料：国勢調査（平成 27 年）

（５）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・保育所等の状況

本市には、平成31年４月１日現在、認可保育所48園（公立25園、私立23園）、幼稚園５園（私立）、認定こども園２園（私立）、小規模保育事業所４園（私立）があります。

１号認定の推移をみると、年度によってばらつきはあるものの、令和元年度では1,354人となっています。

２号認定の推移をみると、平成27年度以降減少傾向にある一方で、３号認定は増加傾向となっています。

保育所（公立）の年齢別在籍状況をみると、０歳児・１歳児・２歳児ともに増加傾向となっています。また、保育所（私立）の年齢別在籍状況をみると、１歳児・２歳児が平成27年度以降年々増加しています。

１号認定（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
３歳児	441	460	470	476	456	444
４歳児	483	440	463	458	465	452
５歳児	437	471	441	468	450	458
計	1,361	1,371	1,374	1,402	1,371	1,354

資料：庁内資料（各年度５月１日）

２・３号認定（保育所、認定こども園及び小規模保育事業所）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
２号認定	3,698	3,729	3,642	3,629	3,504	3,537
３号認定	1,169	1,197	1,265	1,308	1,316	1,343
計	4,867	4,926	4,907	4,937	4,820	4,880

資料：庁内資料（各年度４月１日）

公立保育所の年齢別在籍状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
０歳児	33	38	52	57	51	47
１歳児	201	209	209	217	214	218
２歳児	292	315	309	310	307	334
３歳児	550	599	592	551	546	551
４歳児	626	580	628	607	569	571
５歳児	626	652	590	648	617	581
計	2,328	2,393	2,380	2,390	2,304	2,302

資料：庁内資料（各年度４月１日）

私立保育所等の年齢別在籍状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
０歳児	52	46	77	77	58	58
１歳児	212	236	250	268	272	244
２歳児	379	353	368	379	414	354
３歳児	583	630	557	588	547	591
４歳児	641	621	652	589	617	554
５歳児	672	647	623	646	608	597
計	2,539	2,533	2,527	2,547	2,516	2,398

資料：庁内資料（各年度４月１日）

② 待機児童の推移

本市では、平成26年度以降待機児童は発生しておりません。

待機児童の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
４月１日	0	0	0	0	0
10 月１日	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

③ 時間外保育の利用状況

本市の時間外保育の利用状況をみると、月平均登録者数は220人程度で推移していますが、年間利用延べ日数は平成28年度以降、減少傾向となっており、平成30年度では月平均登録者数が229人、年間利用延べ日数が8,498人となっています。

時間外保育の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（箇所）	16	16	16	16
月平均登録者数（人）	218	215	224	229
年間利用延べ日数（日）	9,726	10,940	9,106	8,498

資料：庁内資料

④ 保育所における一時預かり事業の利用状況

本市の保育所における一時預かり事業の利用状況をみると、年間利用延べ人数は増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、平成30年度では6,963人となっています。

保育における一時預かりの利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（箇所）	12	12	12	12	12
年間利用延べ人数（人）	6,478	6,743	6,643	7,160	6,963

資料：庁内資料

⑤ 病児・病後児保育の利用状況

本市の病児・病後児保育の利用状況をみると、１日あたり定員は横ばいで推移しています。また、年間利用延べ人数は平成28年度まで増加していましたが、平成29年度以降減少し、平成30年度では413人となっています。

病児・病後児保育の利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
１日あたり定員（人）	4	4	4	4	4
年間利用述べ人数（人）	357	435	502	477	413

資料：庁内資料

（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

① 放課後児童クラブの推移

本市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における定員数・箇所数はともに増加しています。利用児童数についても年々増加しており、令和元年度で1,503人となっています。

放課後児童クラブの状況

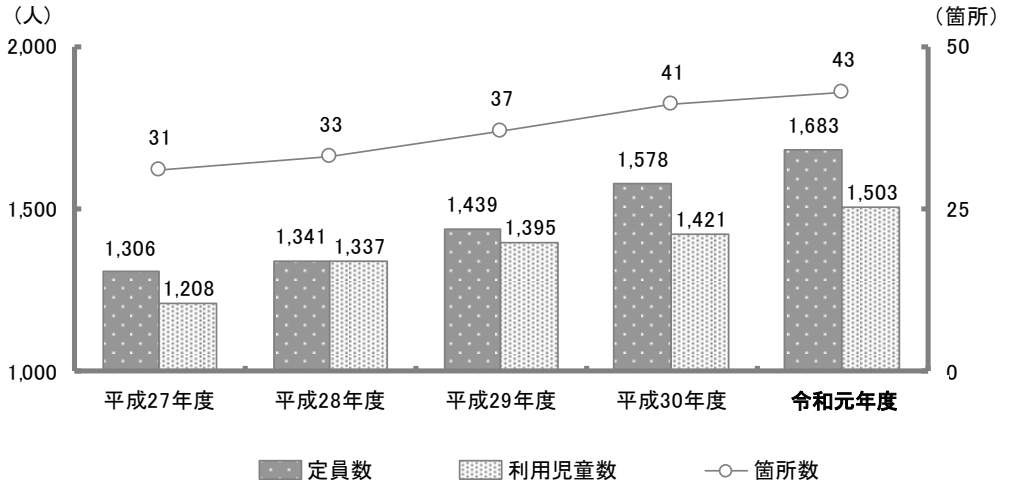

資料：庁内資料

② 待機児童の推移

本市の放課後児童クラブの待機児童数は、平成 27 年度以降増減を繰り返し待機児童が発生しております。

待機児童の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
５月１日	31	45	41	91	56

資料：庁内資料（各年度５月１日）

（７）その他の状況 ・・・・・・・

① 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は年々減少傾向にありましたが、平成29年度より再び増加し、平成30年度で108件となっています。

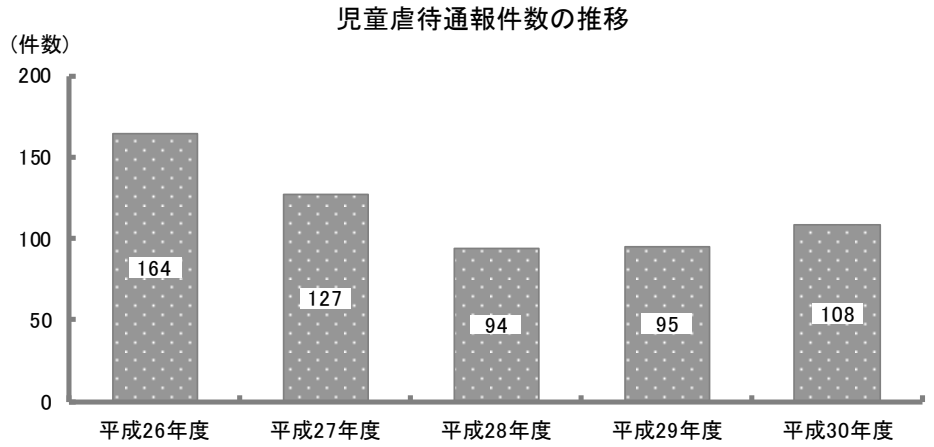

資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は増減を繰り返しており、平成30年度で受給者数が1,270人、受給対象児童数が1,943人となっています。

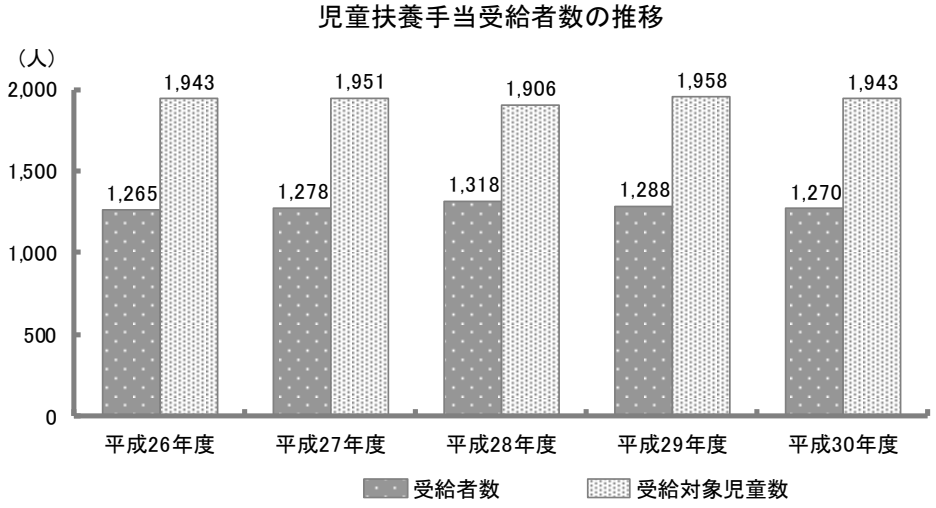

資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しており、平成30年度で認定者数が885人、認定率が8.3%となっています。

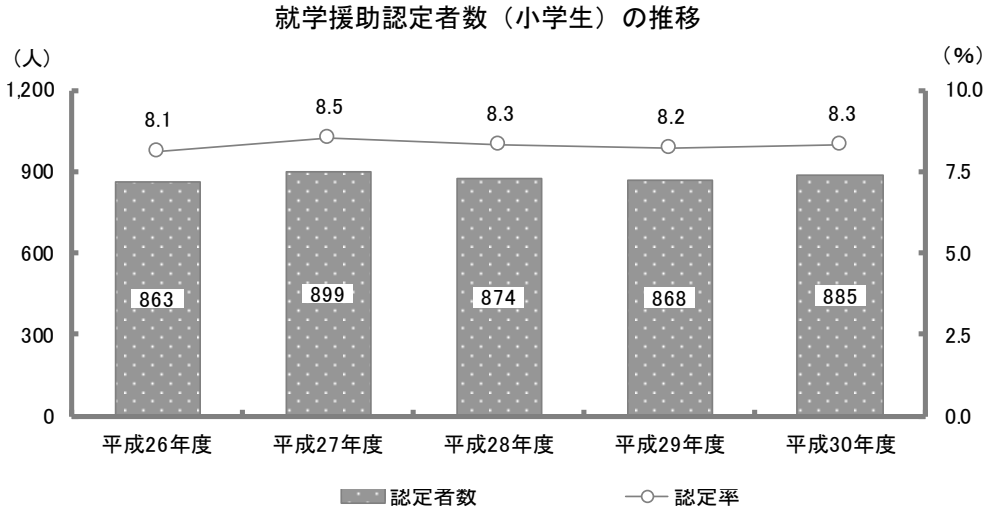

資料：庁内資料

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しており、平成30年度で認定者数が521人、認定率が10.2%となっています。

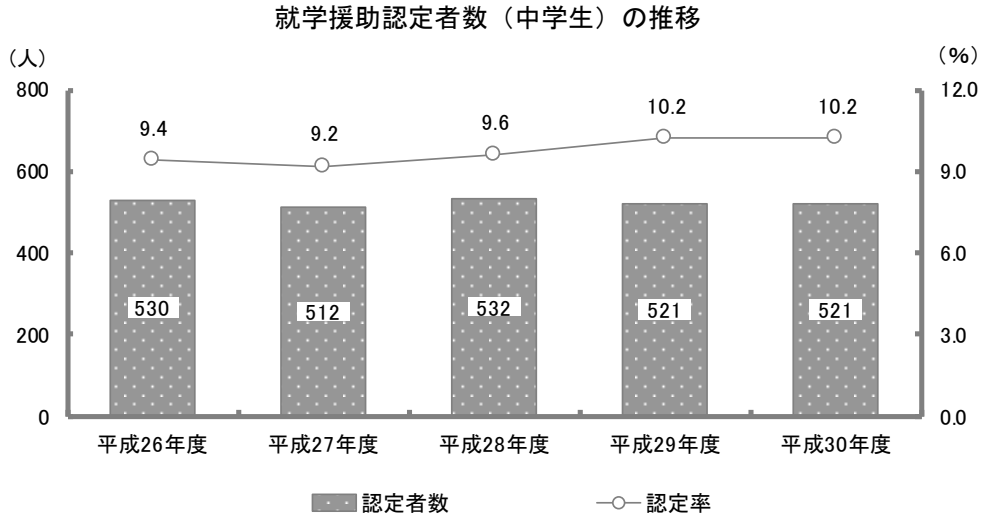

資料：庁内資料

⑤ 要保護児童数の推移

虐待等の事案が発生し、要保護児童対策地域協議会のケースとして登録した児童ですが、年々減少傾向となっています。これは、登録後改善が図られ、6か月以上安定した家庭環境が維持されたと判断できたケースを終結としたためです。平成28年度末以降は、80世帯前後で推移しています。要保護児童数の推移

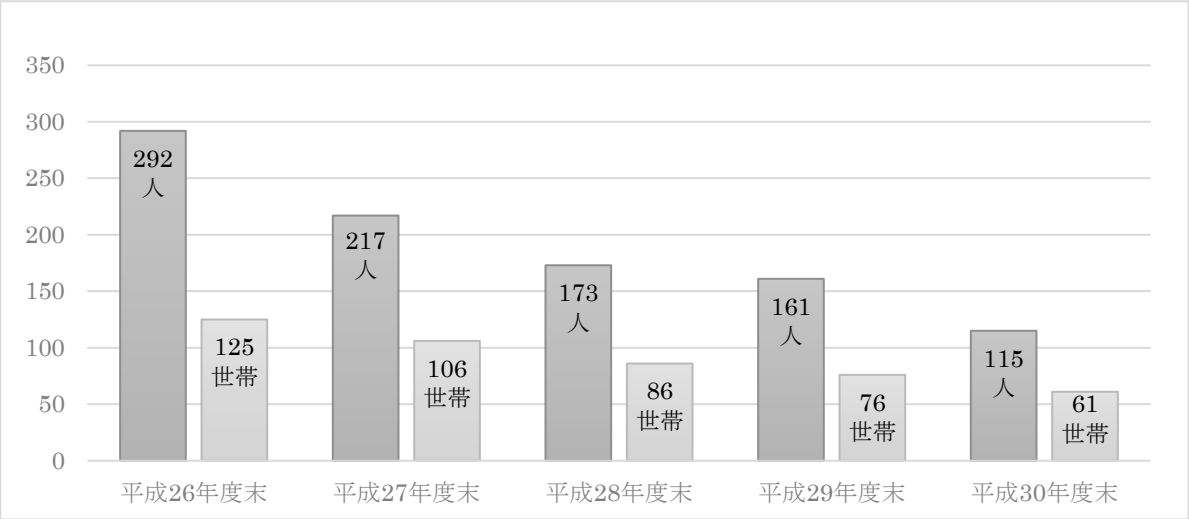

資料：庁内資料

⑥ 児童相談の状況

児童相談の状況をみると、新規の児童相談を毎年度２００件超、受け付けています。この内、約５０％が児童虐待相談となっています。

児童相談の状況

単位：件

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	164	127	94	95	108
	その他の相談	25	47	89	104	80
保健相談		0	2	6	6	2
肢体不自由相談		0	0	0	0	0
視聴覚障害相談		0	0	0	0	0
言語発達障害等相談		0	0	0	0	0
重症心身障害相談		0	0	0	0	0
知的障害相談		0	0	0	0	0
自閉症等相談		0	4	8	5	1
ぐ犯行為等相談		0	0	7	1	1
触法行為等相談		0	0	2	1	0
性格行動相談		11	4	3	5	8
不登校相談		6	6	14	15	8
適性相談		0	0	1	0	0
育児・しつけ相談		11	42	1	3	0
その他の相談		4	0	7	0	0
計		221	232	232	235	208

資料：庁内資料

2 アンケート調査結果からみえる現状

（１）子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が63.1%と最も高く、次いで「日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が35.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

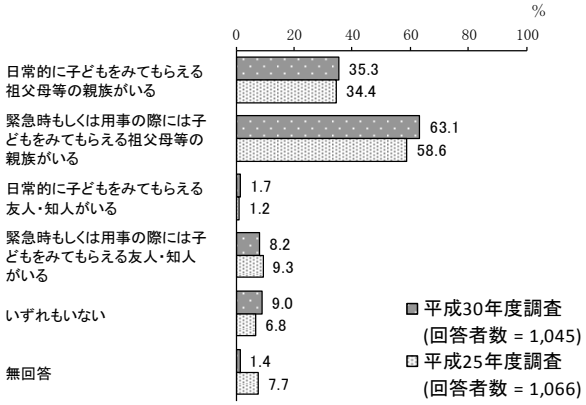

② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働いている」の割合が36.1%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が26.9%、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で働いている」の割合が21.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。

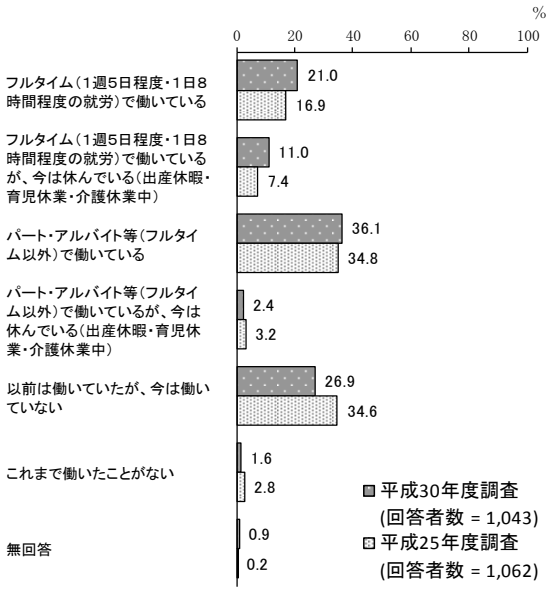

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働き続けることを希望」の割合が46.8%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が17.4%、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.2%となっています。

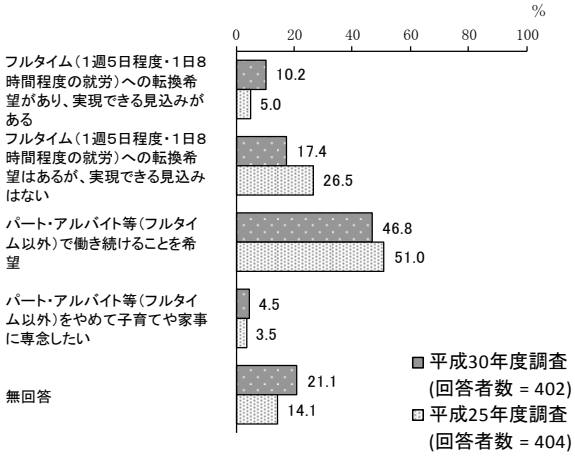

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。一方、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「１年より先、一番下の子どもが（　　）歳になったころに働きたい」の割合が55.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」の割合が27.5%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合が12.8%となっています。

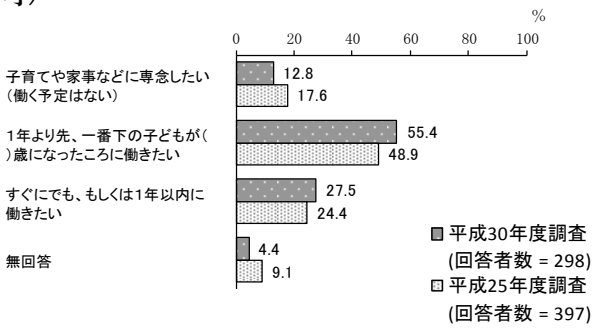

平成 25 年度調査と比較すると、「１年より先、一番下の子どもが（　　）歳になったころに働きたい」の割合が増加し、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合が減少しています。

ア．一番下の子どもが何歳になったころに働きたいか

「３歳」の割合が45.5%と最も高く、次いで「４歳」の割合が13.3%、「２歳」の割合が12.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

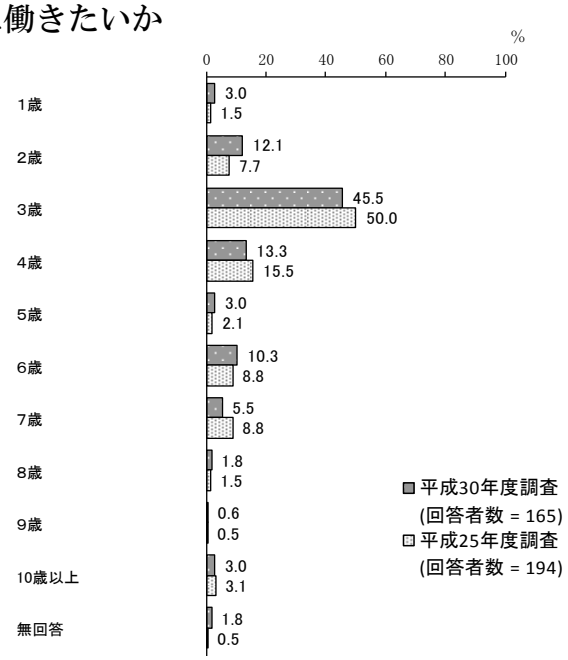

イ．すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい母親の希望する就労形態

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」の割合が7.3%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」の割合が91.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」の割合が増加しています。

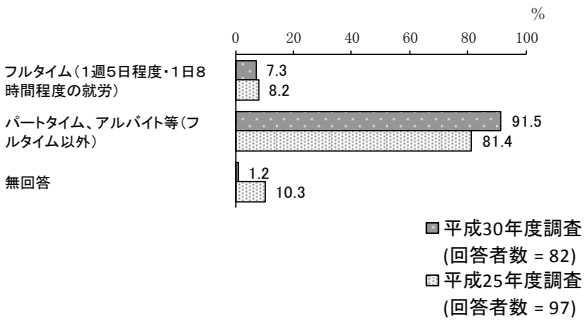

ウ．パートタイム、アルバイト等における週あたり希望就労日数

「３日」の割合が32.0%と最も高く、次いで「４日」の割合が28.0%、「５日」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「２日」の割合が増加しています。一方、「５日」の割合が減少しています。

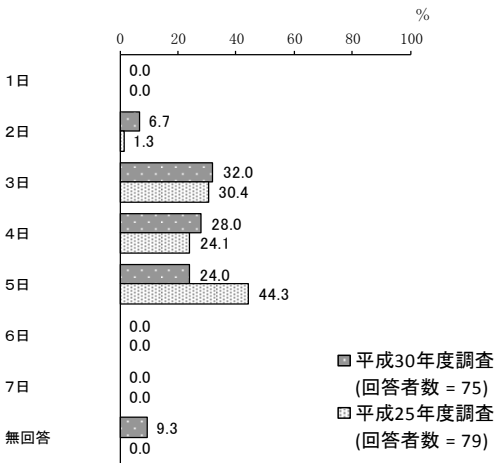

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が68.7%、「利用していない」の割合が31.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。

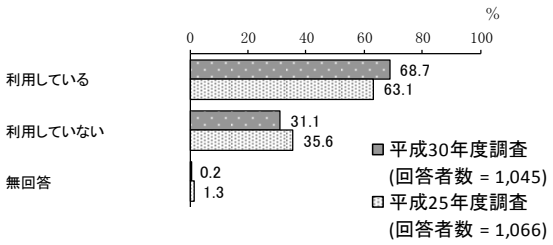

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が68.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が21.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

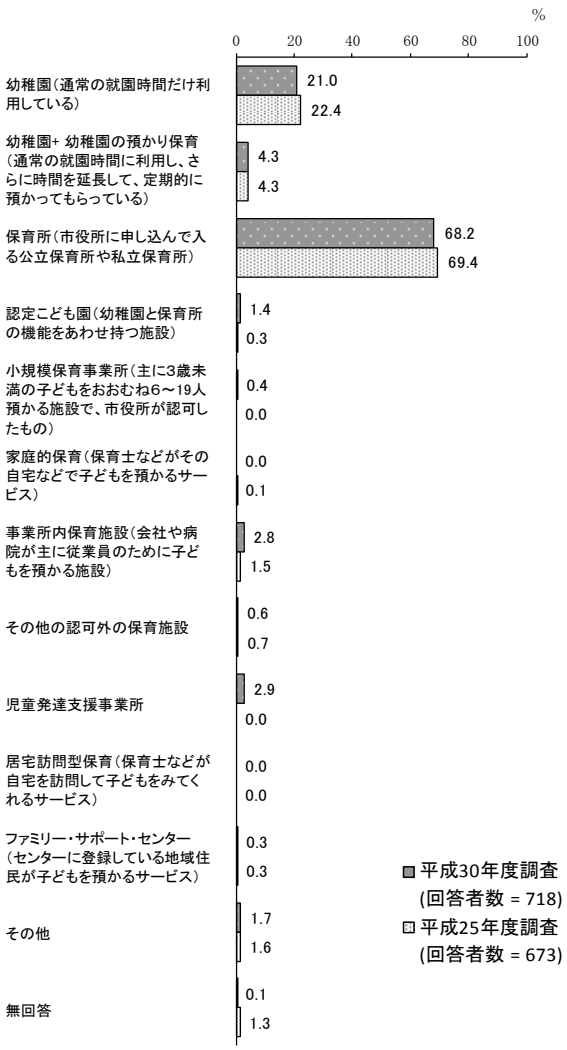

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が72.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が27.8%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらう）」の割合が26.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」「認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）」の割合が増加しています。

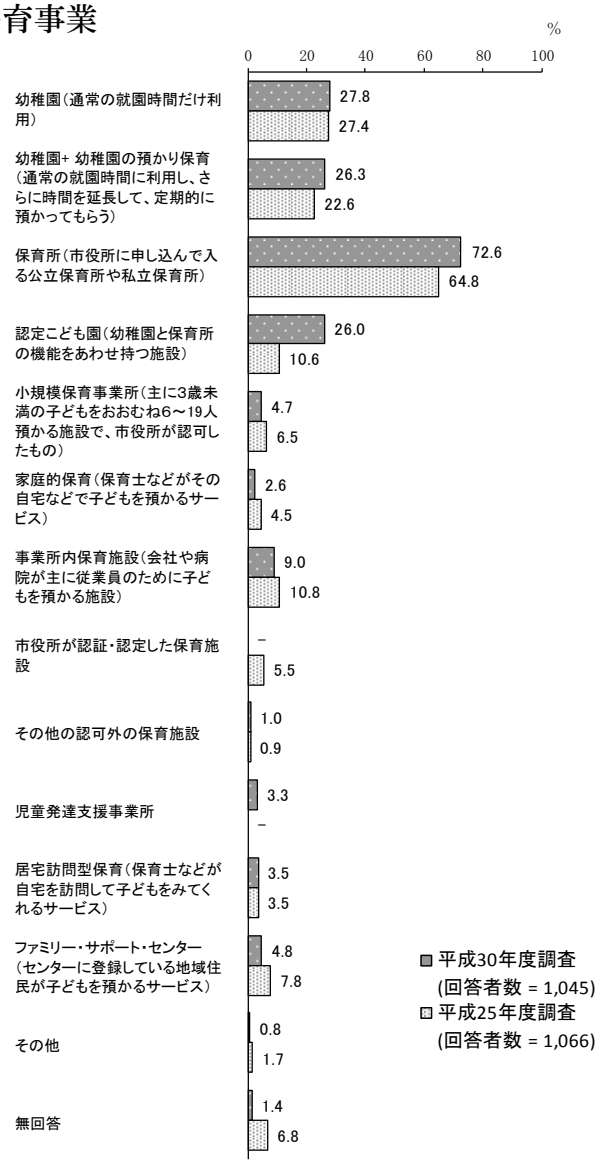

（３）地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が60.8%と最も高く、次いで「児童館」の割合が33.0%、「子育て支援センター・つどいの広場」の割合が14.7%となっています。

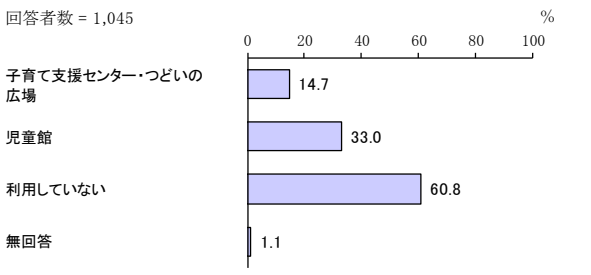

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が14.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が増加しています。

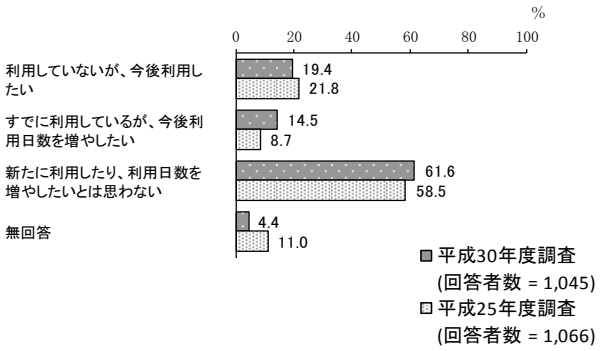

（４）病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が80.5%、「なかった」の割合が16.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

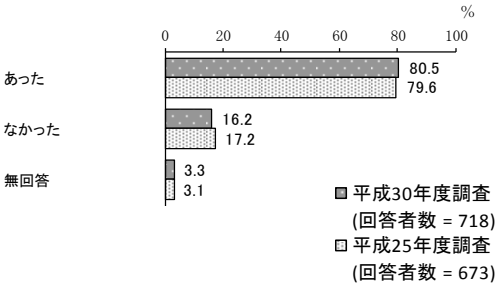

② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が76.8%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が39.4%、「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」の割合が19.0%となっています。

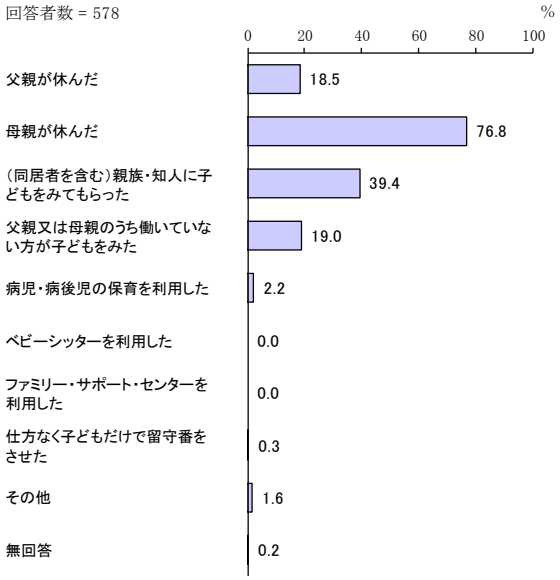

（５）一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が85.6%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

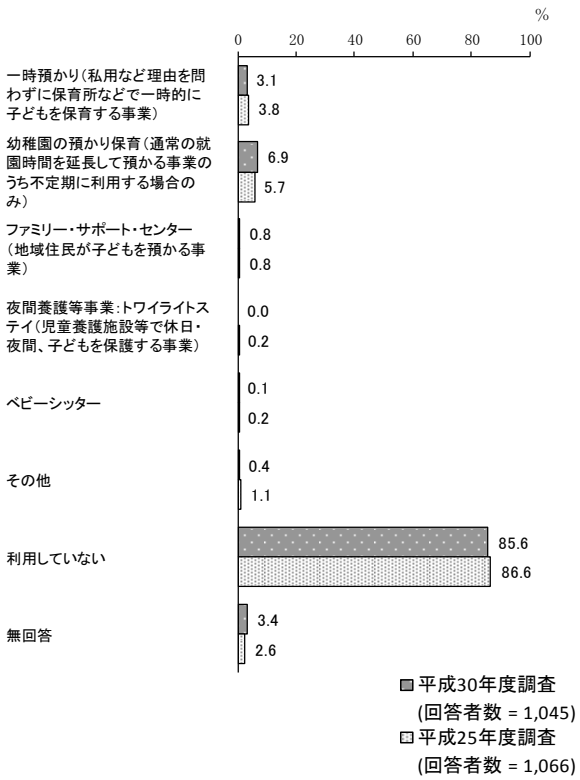

② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が18.5%、「なかった」の割合が77.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

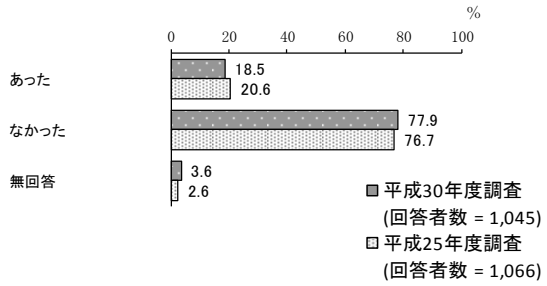

（６）小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が69.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が43.4%、「放課後児童クラブ」の割合が31.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。

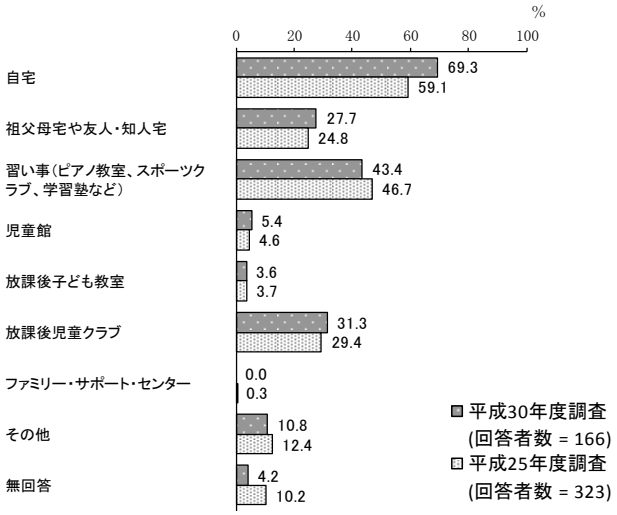

② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が75.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が58.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「児童館」の割合が増加しています。

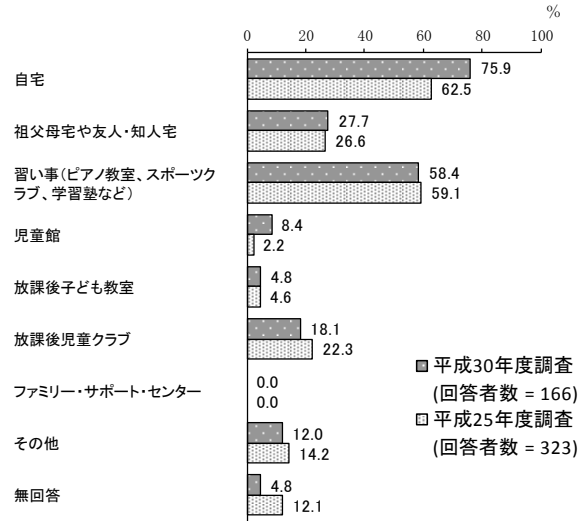

（７）育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が47.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.4%、「取得していない」の割合が15.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

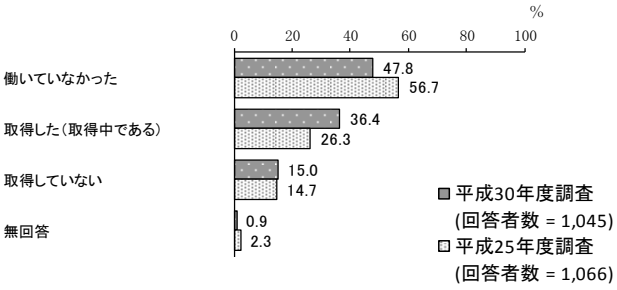

② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が39.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が28.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が13.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が増加しています。

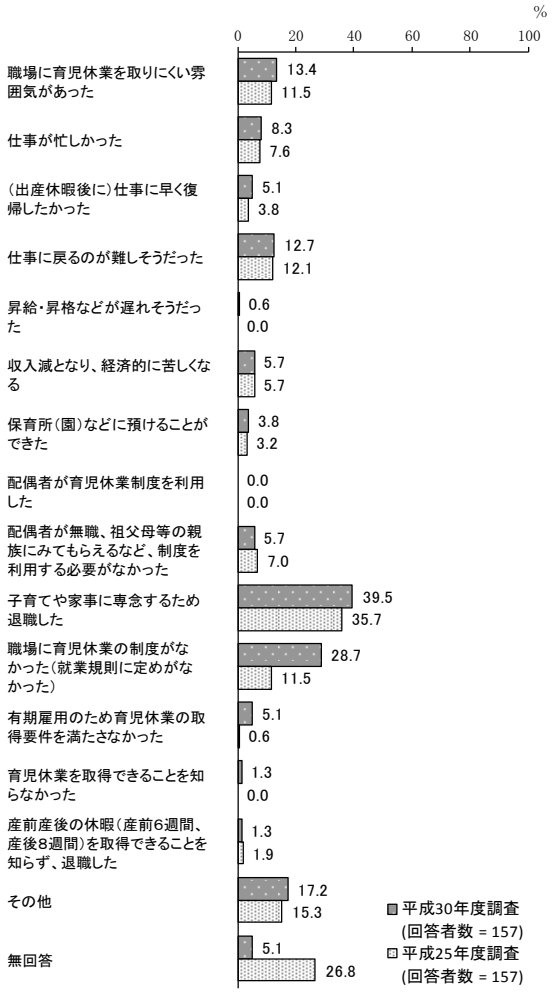

③ 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

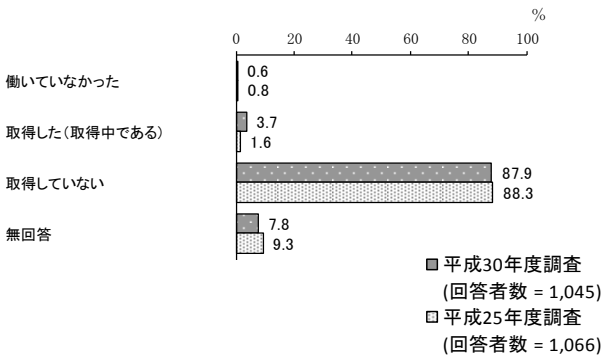

④ 父親の育児休業を取得していない理由

「仕事が忙しかった」の割合が38.7%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が34.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が32.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が増加しています。

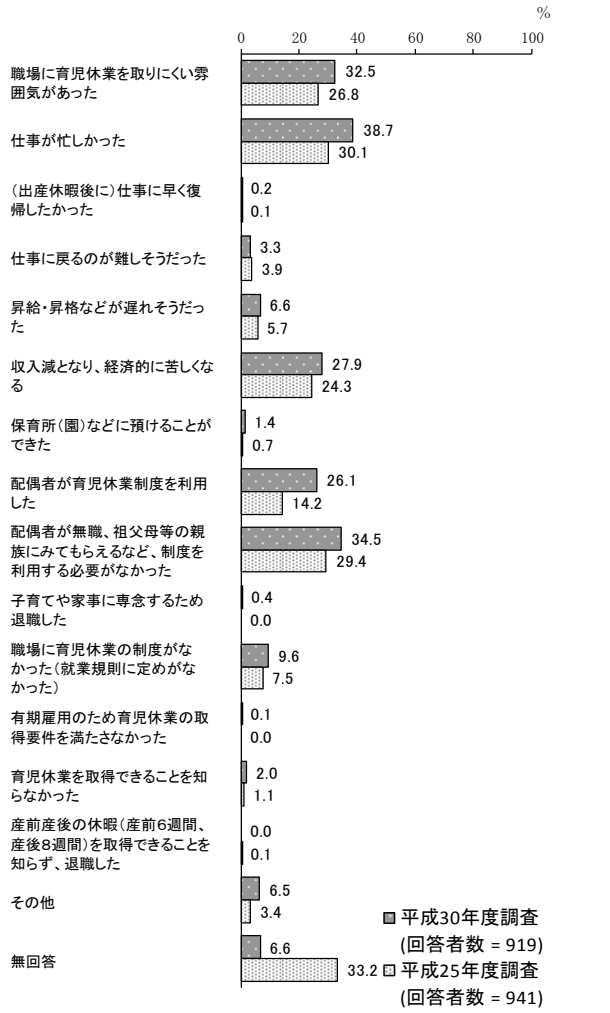

（８）相談の状況について ・・・・・・・

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が91.6%、「いいえ」の割合が2.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

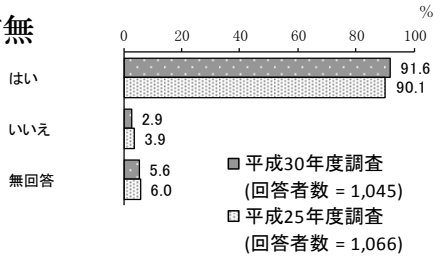

② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」の割合が84.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が78.4%、「友人や知人」の割合が68.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「保育士」「幼稚園教諭」を合わせた数値より「保育園、幼稚園等の先生」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。

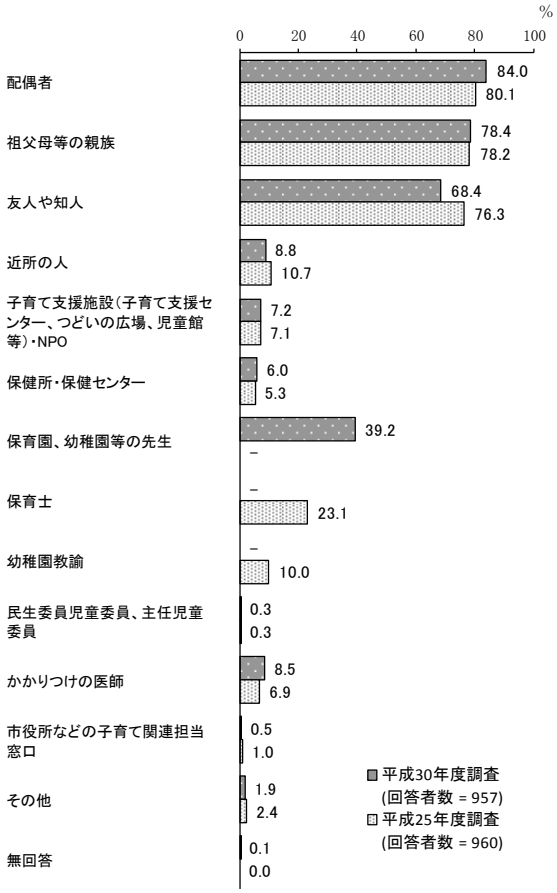

③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が92.3%、「いいえ」の割合が4.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

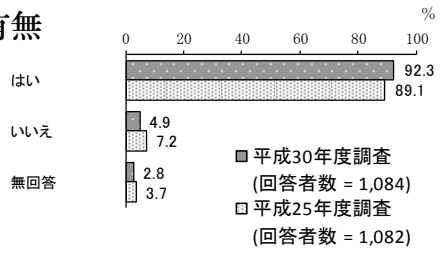

④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」の割合が79.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が72.6%、「祖父母等の親族」の割合が67.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

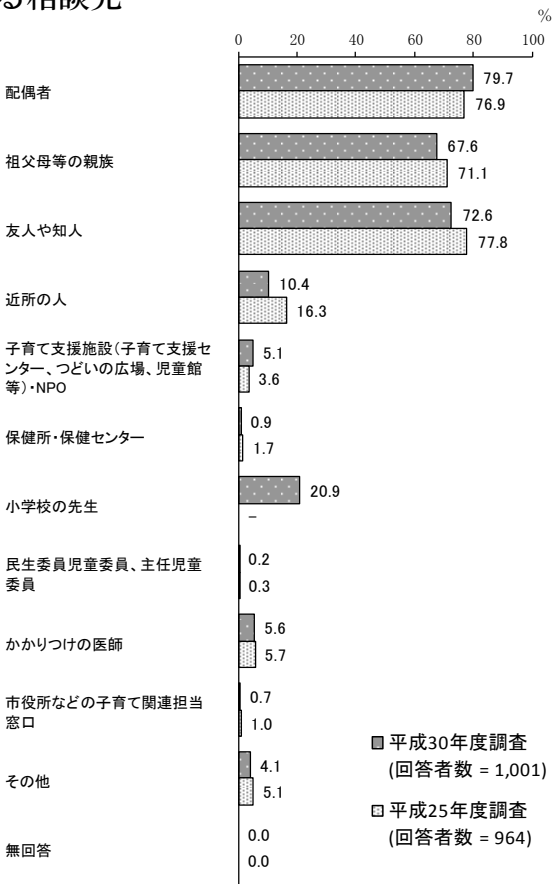

（９）子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.1%と最も高く、次いで「4」の割合が22.8%、「2」の割合が18.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

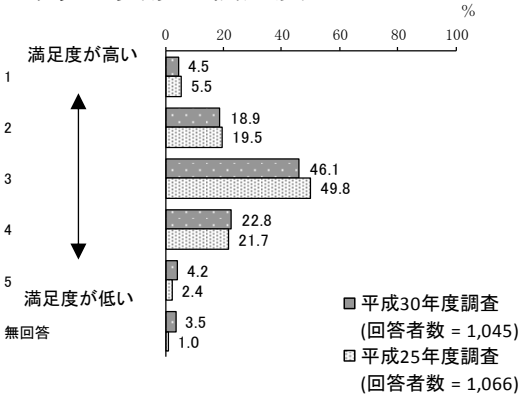

② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.2%と最も高く、次いで「4」の割合が21.2%、「2」の割合が18.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

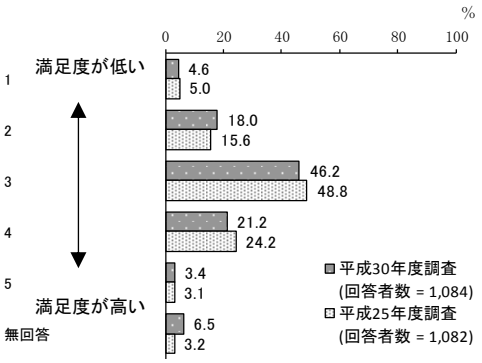

3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第２期計画策定にあたり、第１期計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第１期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

（１）家庭や地域における子育て支援の充実

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たすことが難しい家庭が増加しており、アンケート調査をみると、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人がいない人が約１割となっており、身近な人に頼りにくい状況が見受けられます。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の今後の利用意向や、利用日数の増加を希望する人が一定数存在することや、不定期の保育事業の利用意向として、地域子育て支援拠点などの小規模な施設やファミリー・サポート・センター等の地域住民等が子育て家庭等の近くの場所でみてくれるサービスを求める声もあることから、さまざまな地域の子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「配偶者」「祖父母等」「友人や知人」の割合が高くなっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに、保育所等における障害のある子どもの受入れなど、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本市では平成30年３月に第５期豊川市障害福祉計画・第１期豊川市障害児福祉計画を策定し、障害児施策の推進に努めています。今後も、発達障害をはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

（２）母と子の健康づくりの推進

乳幼児期は、基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」「保健所・保健センター」などの各機関は就学前児童保護者で２割を、就学児童保護者で１割を満たしていない状況となっています。

さらに、就学前保護者で2.9%、就学児童保護者で4.9%が子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（３）子どもの育ちを支える環境の整備

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

アンケート調査結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が９割以上と最も高いものの、「地域」の割合は２割半ばとなっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。

母親の就労状況についてアンケート調査をみると、５年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約７割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約１割はフルタイムへの転換見込みがあり、働きながら育児をする母親のさらなる増加が見込まれます。

子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域の特性を活かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等とも協力した子育てをすすめることが重要です。また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実も図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちをつくることが必要です。

豊川市では、子育てサポーターの養成やふれあい体験の実施など、地域と協働した事業を行っており、今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力を高めていくことが求められます。

（４）仕事と子育ての両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、５年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が３割を超えています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、第１期計画において掲げた『はばたけ　未来へ　豊川っ子！』の基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

はばたけ　未来へ　豊川っ子！

２　基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の４項目を基本目標として掲げます。

基本目標１　家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。特に幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児教育・保育サービス等や学童期における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進や子どもの貧困対策、障害児施策、外国籍等の子どもへの支援の充実を図ります。

基本目標２　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

基本目標３　子どもの育ちを支える環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高め、さらには、子どもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

基本目標４　仕事と子育ての両立の推進

安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

3 施策の体系

［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 施策の展開 ］
はばたけ　未来へ　豊川っ子！
1　家庭や地域における子育て支援の充実
（１）地域における子育て支援サービスの充実
（２）幼児教育・保育サービスの充実
（３）児童の健全育成
（４）配慮等が必要な家庭や子どもへの支援
2　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり
（１）子どもと母親の健康の確保
（２）「食育」の推進
（３）思春期対策の充実
（４）気軽に相談できる支援体制づくり
3　子どもの育ちを支える環境の整備
（１）次代の親の育成
（２）家庭や地域の教育力の向上
（３）子育てにやさしいまちづくりの推進
4　仕事と子育ての両立の推進
（１）ワーク・ライフ・バランスに関する取組

［ 事業・施策 ］

●法定事業　○法定外事業

《法定事業》　●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）　●利用者支援事業
●子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業　●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《法定事業》　●認可保育所等における通常保育の充実　●時間外保育事業（延長保育）
●一時預かり事業（保育所での一時預かり）　●一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）
●実費徴収に係る補足給付を行う事業　●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
《法定外事業》　○認定こども園への移行促進　○小規模保育事業等の整備促進
○相互連携の充実

《法定外事業》　○児童館事業　○心理教育相談事業
○放課後子供教室・放課後子ども総合プラン

《法定事業》　●養育支援訪問事業　●子育て短期支援事業
《法定外事業》　○要保護児童対策地域協議会　○ひとり親家庭等の自立支援【貧困対策】
○児童発達支援体制の充実　○加配保育の充実
○特別支援教育の充実　○生活困窮世帯学習支援事業【貧困対策】

《法定事業》　●妊婦健康診査事業　●赤ちゃん訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業）
《法定外事業》　○母子健康手帳の交付時の相談・指導及び妊産婦教室の実施
○乳幼児健康診査・子育て教室の実施　○産婦健康診査事業
○産前・産後ヘルパー利用助成事業　○産後ケア事業

《法定外事業》　○食育啓発事業　○食に関する指導の充実

《法定外事業》　○子ども・子育て相談事業

《法定外事業》　○ふれあい体験の実施

《法定外事業》　○子育てサポーターの養成

《法定外事業》　○赤ちゃんの駅事業　○公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり

《法定事業》　●病児・病後児保育事業
《法定外事業》　○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発　○育児休業明け保護者の職場復帰への支援
○休日保育事業

4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、第４章に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

※印については、第４章に記載している事業です。※印以外の事業は、第５章に記載しています。

第４章　量の見込みと確保方策（法定事業）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第２項第１号の規定おいて、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を４つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を１つの区域とするものと４つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域

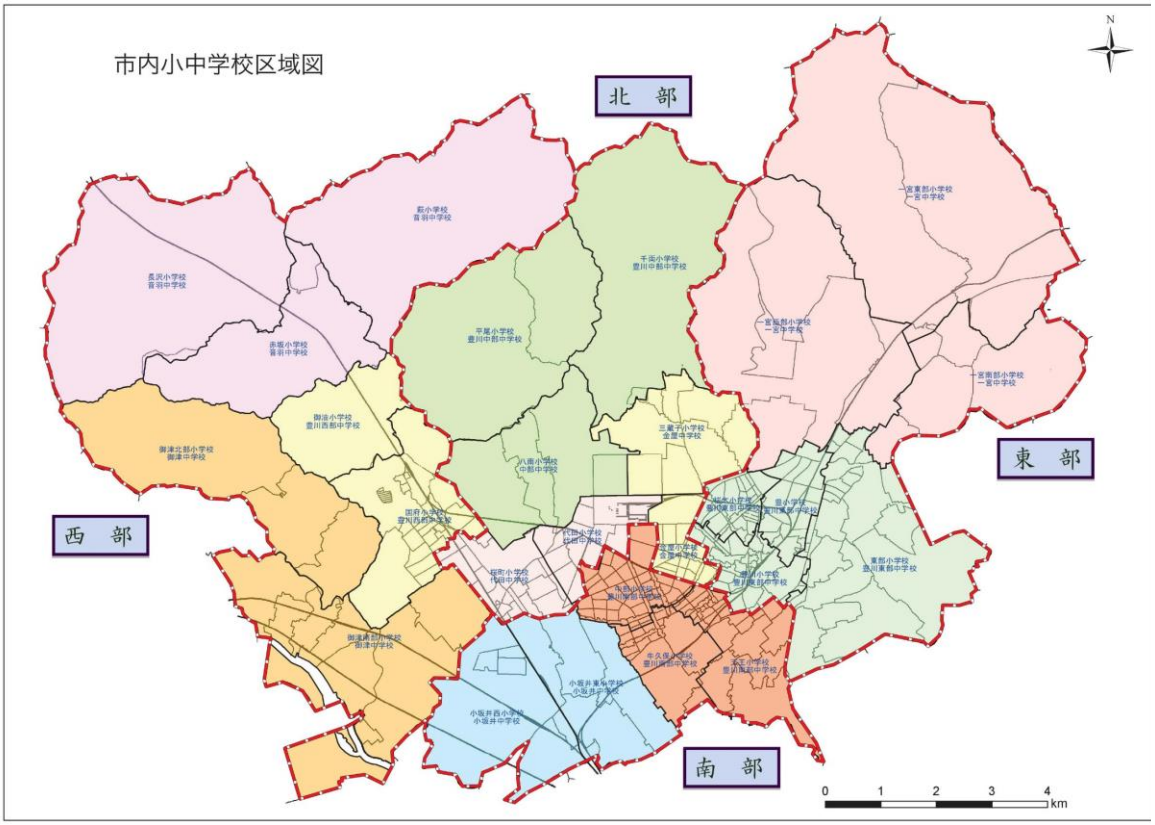

■校区別一覧

教育・保育提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覧

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体（１区域）	４つの区域
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども（２号認定を除く）	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	○	
２号認定	満３歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）		○
３号認定	満３歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体（１区域）	４つの区域
時間外保育事業（延長保育）		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		○
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	○	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）		○
幼稚園における一時預かり事業	○	
保育所その他の場所での一時預かり	○	
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	○	
養育支援訪問事業	○	

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

（1）「量の見込み」等を算出する項目

次の1～13の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、確保の方策（整備目標）を定めます。

【　教育・保育の量の項目　】

	認定区分	対象事業		事業の調査対象家庭	調査対象年齢
1	１号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	３～５歳
	２号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	
	３号認定	保育認定	認定こども園 保育所 小規模保育事業等		０～２歳

【　地域子ども・子育て支援事業の項目　】

	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	０～５歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	５歳 １～６年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	すべての家庭	０～５歳
5	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）	すべての家庭	０～２歳
6	幼稚園における一時預かり事業	専業主婦(夫)家庭	３～５歳
7	保育所その他の場所での一時預かり事業	ひとり親家庭・共働き家庭	０～５歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	０～５歳
9	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	０～５歳 １～６年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

（２）「量の見込み」の算出方法・・・・・・・

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ１

～家庭類型の算出～
アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプＡからタイプＦの８つの家庭類型があります。

ステップ２

～潜在家庭類型の算出～
ステップ１の家庭類型からさらに、両親の今後１年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ３

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ４

～利用意向率の算出～
事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ５

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ６

～ニーズ量の算出～
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和２年度から６年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～
ステップ１～６で求めたニーズ量を、本市の実績に踏まえ、子ども・子育て会議の審議を経て、ニーズ量の算出を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

３　人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、０歳から11歳までの子どもの人口を推計しました。

０歳から11歳までの子どもの将来推計人口は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	1,541	1,521	1,482	1,434	1,406
１歳	1,600	1,572	1,538	1,497	1,462
２歳	1,560	1,603	1,563	1,527	1,499
３歳	1,587	1,549	1,574	1,535	1,514
４歳	1,678	1,582	1,532	1,556	1,530
５歳	1,582	1,612	1,556	1,549	1,601
６歳	1,655	1,584	1,655	1,587	1,567
７歳	1,671	1,639	1,613	1,668	1,587
８歳	1,770	1,663	1,672	1,635	1,675
９歳	1,638	1,755	1,696	1,690	1,638
10歳	1,803	1,647	1,757	1,662	1,637
11歳	1,765	1,775	1,620	1,749	1,655

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

（１）１号認定（認定こども園及び幼稚園）（２号認定の幼稚園の利用希望を含む）及び、２号認定（認定こども園及び保育所）

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
１号認定	1,371 人	1,374 人	1,402 人	1,371 人	1,354 人
２号認定	3,779 人	3,706 人	3,697 人	3,554 人	3,603 人
児童数	5,303 人	5,212 人	5,228 人	5,092 人	5,082 人

【 １号認定（認定こども園及び幼稚園）（２号認定の幼稚園の利用希望を含む）の量の見込み（市全体） 】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		1,382 人	1,353 人	1,329 人	1,323 人	1,325 人
内訳	１号認定	1,130 人	1,106 人	1,087 人	1,082 人	1,083 人
	２号認定（幼稚園希望）	252 人	247 人	242 人	241 人	242 人
確保方策（Ｂ）		1,404 人	1,404 人	1,404 人	1,404 人	1,404 人
内訳	特定教育・保育施設	37 人	37 人	37 人	37 人	37 人
	確認を受けない幼稚園	1,367 人	1,367 人	1,367 人	1,367 人	1,367 人
差引（Ｂ）－（Ａ）		22 人	51 人	75 人	81 人	79 人

【 ２号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	3,427人	3,357人	3,299人	3,283人	3,286人
確保方策（Ｂ）	3,728人	3,706人	3,673人	3,648人	3,605人
差引（Ｂ）－（Ａ）	301人	349人	374人	365人	319人

●２号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	703 人	667 人	655 人	656 人	659 人
	確保方策	813 人	807 人	798 人	798 人	778 人
南部	量の見込み	857 人	825 人	795 人	789 人	789 人
	確保方策	934 人	937 人	937 人	937 人	914 人
西部	量の見込み	792 人	798 人	806 人	801 人	791 人
	確保方策	892 人	873 人	853 人	845 人	845 人
北部	量の見込み	1,075 人	1,067 人	1,043 人	1,037 人	1,047 人
	確保方策	1,089 人	1,089 人	1,085 人	1,068 人	1,068 人

【 確保の内容 】

３歳以上児に対する教育・保育の提供体制については、量の見込みの算定結果から施設面では充足しており、今後５年間においては現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。なお、２号認定は減少する見込みのため、増加傾向の３号認定の確保方策と調整を図っていきます。

（２）３号認定（認定子ども園及び保育所＋小規模保育事業）・・・・

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
０歳児	103 人	147 人	157 人	122 人	147 人
１・２歳児	1,186 人	1,245 人	1,295 人	1,318 人	1,352 人

【 ３号認定（０歳児）（市全体） 】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		168 人	181 人	190 人	199 人	208 人
確保方策（Ｂ）		183 人	198 人	205 人	217 人	217 人
内訳	特定教育・保育施設	166 人	181 人	188 人	200 人	200 人
	特定地域型保育事業	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
	企業主導型保育事業	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
差引（Ｂ）－（Ａ）		15 人	17 人	15 人	18 人	9 人

●３号認定（０歳児）（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	24 人	27 人	30 人	32 人	34 人
	確保方策	28 人	30 人	32 人	35 人	35 人
南部	量の見込み	56 人	58 人	59 人	60 人	61 人
	確保方策	51 人	58 人	58 人	63 人	63 人
西部	量の見込み	36 人	39 人	41 人	44 人	46 人
	確保方策	37 人	42 人	44 人	47 人	47 人
北部	量の見込み	52 人	57 人	60 人	63 人	67 人
	確保方策	67 人	68 人	71 人	72 人	72 人

【 ３号認定（１・２歳児）（市全体） 】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		1,388 人	1,432 人	1,462 人	1,486 人	1,513 人
確保方策（Ｂ）		1,405 人	1,442 人	1,478 人	1,548 人	1,548 人
内訳	特定教育・保育施設	1,355 人	1,392 人	1,428 人	1,484 人	1,484 人
	特定地域型保育事業	34 人	34 人	34 人	48 人	48 人
	企業主導型保育事業	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
差引（Ｂ）－（Ａ）		17 人	10 人	16 人	62 人	35 人

●３号認定（１・２歳児）（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	260 人	270 人	275 人	281 人	288 人
	確保方策	261 人	270 人	277 人	294 人	294 人
南部	量の見込み	356 人	373 人	377 人	381 人	383 人
	確保方策	370 人	380 人	380 人	398 人	398 人
西部	量の見込み	333 人	335 人	345 人	347 人	354 人
	確保方策	324 人	335 人	353 人	358 人	358 人
北部	量の見込み	439 人	454 人	465 人	477 人	488 人
	確保方策	450 人	457 人	468 人	498 人	498 人

【 確保の内容 】

３歳未満児に対する教育・保育の提供体制の確保については、令和元年度の実績値と量の見込みとの差に対し、施設面では、園舎建替え時には３歳未満児の受入設備を拡充し、また、既存の保育室を乳児室に改修するなどして３歳未満児の受入を強化していきます。

保育士の確保については、処遇・職場環境の改善を図るとともに、ハローワークを活用した一般募集、保育士養成施設との連携などを通じて必要な人材確保に努めていきます。

5　地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【 事業概要 】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
137人	144人	129人	132人

※実績値は 18:31～19:30 の時間外保育実利用者数

【 時間外保育事業（延長保育）の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	151人	151人	151人	151人	151人
確保方策（Ｂ）	151人	151人	151人	151人	151人
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

【 確保の内容 】

現在19時30分まで延長を実施している保育所が16園あり、ニーズ量としては充足しています。今後は必要に応じて実施園を拡充し必要量を確保していきます。

●時間外保育事業（延長保育）の量の見込み（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
	確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
南部	量の見込み	49人	49人	49人	49人	49人
	確保方策	49人	49人	49人	49人	49人
西部	量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
	確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
北部	量の見込み	42人	42人	42人	42人	42人
	確保方策	42人	42人	42人	42人	42人

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 事業概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びの場と生活の場を提供する事業です。

市内26小学校全てに設置しており、平成31年４月１日現在、公設で36箇所、保護者会で７箇所となっています。

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学１年生	405 人	465 人	433 人	485 人	451 人
小学２年生	349 人	365 人	429 人	407 人	453 人
小学３年生	289 人	295 人	308 人	352 人	338 人
小学４年生	107 人	140 人	149 人	116 人	189 人
小学５年生	41 人	54 人	44 人	46 人	48 人
小学６年生	17 人	18 人	32 人	15 人	24 人

【 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	1,660 人	1,719 人	1,760 人	1,793 人	1,813 人
小学１年生	523 人	527 人	553 人	546 人	558 人
小学２年生	431 人	472 人	476 人	508 人	500 人
小学３年生	402 人	367 人	392 人	398 人	419 人
小学４年生	195 人	236 人	209 人	218 人	222 人
小学５年生	87 人	84 人	101 人	83 人	83 人
小学６年生	22 人	33 人	29 人	40 人	31 人
確保方策（Ｂ）	1,830 人	1,999 人	2,071 人	2,111 人	2,111 人
小学１年生	580 人	614 人	653 人	645 人	651 人
小学２年生	476 人	551 人	562 人	598 人	583 人
小学３年生	442 人	427 人	463 人	469 人	487 人
小学４年生	213 人	272 人	246 人	256 人	259 人
小学５年生	95 人	97 人	115 人	97 人	96 人
小学６年生	24 人	38 人	32 人	46 人	35 人
差引（Ｂ）－（Ａ）	170 人	280 人	311 人	318 人	298 人

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込み（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	391 人	416 人	426 人	424 人	423 人
	小学１年生	135 人	145 人	141 人	135 人	139 人
	小学２年生	103 人	113 人	120 人	119 人	115 人
	小学３年生	90 人	87 人	92 人	99 人	93 人
	小学４年生	44 人	51 人	49 人	51 人	56 人
	小学５年生	16 人	16 人	19 人	16 人	16 人
	小学６年生	3 人	4 人	5 人	4 人	4 人
	確保方策	482 人	482 人	518 人	518 人	518 人
	小学１年生	166 人	168 人	171 人	166 人	169 人
	小学２年生	127 人	131 人	146 人	145 人	141 人
	小学３年生	111 人	101 人	112 人	121 人	114 人
	小学４年生	54 人	58 人	60 人	61 人	69 人
	小学５年生	20 人	19 人	23 人	20 人	20 人
	小学６年生	4 人	5 人	6 人	5 人	5 人
南部	量の見込み	439 人	441 人	447 人	452 人	456 人
	小学１年生	106 人	107 人	119 人	109 人	119 人
	小学２年生	96 人	103 人	104 人	119 人	107 人
	小学３年生	117 人	87 人	91 人	95 人	104 人
	小学４年生	61 人	82 人	61 人	63 人	64 人
	小学５年生	45 人	40 人	51 人	37 人	40 人
	小学６年生	14 人	22 人	21 人	29 人	22 人
	確保方策	459 人	499 人	499 人	499 人	499 人
	小学１年生	111 人	121 人	133 人	120 人	130 人
	小学２年生	100 人	117 人	116 人	131 人	117 人
	小学３年生	122 人	98 人	102 人	105 人	114 人
	小学４年生	64 人	93 人	68 人	70 人	70 人
	小学５年生	47 人	45 人	57 人	41 人	44 人
	小学６年生	15 人	25 人	23 人	32 人	24 人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
西部	量の見込み	356 人	363 人	365 人	377 人	379 人
	小学１年生	114 人	110 人	110 人	118 人	114 人
	小学２年生	89 人	102 人	101 人	100 人	107 人
	小学３年生	87 人	81 人	87 人	86 人	89 人
	小学４年生	50 人	51 人	49 人	52 人	50 人
	小学５年生	12 人	16 人	16 人	17 人	15 人
	小学６年生	4 人	3 人	2 人	4 人	4 人
	確保方策	364 人	422 人	422 人	462 人	462 人
	小学１年生	117 人	128 人	127 人	144 人	140 人
	小学２年生	91 人	119 人	117 人	123 人	130 人
	小学３年生	89 人	94 人	101 人	105 人	108 人
	小学４年生	51 人	59 人	57 人	64 人	61 人
	小学５年生	12 人	19 人	18 人	21 人	18 人
	小学６年生	4 人	3 人	2 人	5 人	5 人
北部	量の見込み	474 人	499 人	522 人	540 人	555 人
	小学１年生	168 人	165 人	183 人	184 人	186 人
	小学２年生	143 人	154 人	151 人	170 人	171 人
	小学３年生	108 人	112 人	122 人	118 人	133 人
	小学４年生	40 人	52 人	50 人	52 人	52 人
	小学５年生	14 人	12 人	15 人	13 人	12 人
	小学６年生	1 人	4 人	1 人	3 人	1 人
	確保方策	525 人	596 人	632 人	632 人	632 人
	小学１年生	186 人	197 人	222 人	215 人	212 人
	小学２年生	158 人	184 人	183 人	199 人	195 人
	小学３年生	120 人	134 人	148 人	138 人	151 人
	小学４年生	44 人	62 人	61 人	61 人	59 人
	小学５年生	16 人	14 人	17 人	15 人	14 人
	小学６年生	1 人	5 人	1 人	4 人	1 人

【 確保の内容 】

令和６年度までに量の見込みに対して、設備・運営基準に見合うよう体制の見直しと拡充を図っていきます。

施設については、学校施設をはじめ既存の公有施設の有効活用を図る中で確保を図っていきます。放課後児童支援員及び補助員については、国の確保方策の積極的な活用や広報、ハローワークなどにより一般募集を行い必要な人材の確保を図っていきます。

夏休みの短期利用ニーズに対しては、校区を跨いで利用可能な拠点的施設の利用も考慮にいれながら必要な量の確保を図っていきます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 事業概要 】

保護者が病気等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間（１週間程度）子どもを養育・保護する事業です。

市が指定する乳児院（1箇所）、児童養護施設（1箇所）及び母子生活支援施設（1箇所）において実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
110人日	152人日	82人日	50人日

【 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
確保方策（Ｂ）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

保護者の疾病等による一時的な養育困難者に対するサービスとして、現在の提供体制を維持、継続していきます。

（４）地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・

【 事業概要 】

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

子育て支援センター（1箇所）、つどいの広場（1箇所）及び児童館（11箇所）において実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
52,552人回	56,510人回	52,457人回	50,609人回

【 地域子育て支援拠点事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
確保方策（Ｂ）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 確保の内容 】

施設面においては、現在のつどいの広場と各中学校区に設置している児童館で量的充足は可能となっており、ニーズに応えるために児童館においても乳幼児親子向けの教室やイベントを企画するなど、より集いやすい環境を整備していきます。

●時間外保育事業（延長保育）の量の見込み（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	4,932人回	5,080人回	5,126人回	5,138人回	5,150人回
	確保方策	4,932人回	5,080人回	5,126人回	5,138人回	5,150人回
南部	量の見込み	10,169人回	12,509人回	12,542人回	12,572人回	12,601人回
	確保方策	10,169人回	12,509人回	12,542人回	12,572人回	12,601人回
西部	量の見込み	9,102人回	9,374人回	9,380人回	9,402人回	9,424人回
	確保方策	9,102人回	9,374人回	9,380人回	9,402人回	9,424人回
北部	量の見込み	26,643人回	27,443人回	27,485人回	27,549人回	27,614人回
	確保方策	26,643人回	27,443人回	27,485人回	27,549人回	27,614人回

（５）幼稚園における一時預かり事業

【 事業概要 】

通常の幼稚園及び認定子ども園（１号認定）の在園児を対象として教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かる事業です。

令和元年度より、新たに認定こども園１園で預かり保育を開始しており、幼稚園５園、認定こども園２園の計７園で実施しています。

〇過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
31,203人日	33,101人日	33,630人日	31,491人日

【 幼稚園における一時預かり事業（市全体） 】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
内訳	１号認定	27,120人日	26,544人日	26,088人日	25,968人日	25,992人日
	２号認定	6,048人日	5,928人日	5,808人日	5,784人日	5,808人日
確保方策（Ｂ）		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
差引（Ｂ）－（Ａ）		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

量の見込みに対して、市内の５幼稚園及び２認定こども園（１号認定）で実施している預かり保育の提供体制で充足しており、現在の提供体制を維持、継続していきます。

（６）保育所その他の場所での一時預かり事業

【 事業概要 】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に子どもを預かる事業です。

市内12箇所の保育所及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、一時的保育として実施しています。

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	6,743人日	6,643人日	7,160人日	6,963人日
子育て援助活動支援事業	890人日	1,173人日	1,177人日	543人日
計	7,633人日	7,816人日	8,337人日	7,506人日

【 保育所その他の場所での一時預かり事業の量の見込み（市全体） 】

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		8,016人回	8,124人回	8,161人回	8,228人回	8,340人回
内訳	保育所	7,066人日	7,174人日	7,211人日	7,278人日	7,390人日
	子育て援助活動支援事業	950人回	950人回	950人回	950人回	950人回
確保方策（Ｂ）		8,016人回	8,124人回	8,161人回	8,228人回	8,340人回
差引（Ｂ）－（Ａ）		0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 確保の内容 】

保育所における一時預かりについては、必要に応じて、実施園や受入クラス数を拡充し、必要量を確保していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象）における一時預かり事業においては、現在の体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努め必要量を確保していきます。

（７）病児・病後児保育事業

【 事業概要 】

病気中または病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる事業です。

市内1箇所の医療機関付設施設で実施しています。平成30年度までは病後児のみを対象としていましたが、令和元年度からは病児も対象として実施しています。

〇過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
417人日	475人日	441人日	463人日

【 病児・病後児保育事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
確保方策（Ｂ）	600人日	600人日	600人日	600人日	1,200人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	▲600人日	▲600人日	▲600人日	▲600人日	0人日

【 確保の内容 】

量の見込みを確保するため、医療機関等との調整を図り令和６年度までに１箇所の開設を目指します。

（８）ファミリー・サポート・センター事業＜就学児童のみ＞・・・・・・

【 事業概要 】

保護者の外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

〇過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,256人日	824人日	851人日	1,038人日

【 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
確保方策（Ｂ）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

現在のセンター体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努めていきます。

（９）利用者支援事業 ・・・・・・・

【 事業概要 】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用についての情報集約と提供や子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
―	353人日	621人日	758人日

【 利用者支援事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
量の見込み（Ａ）	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策（Ｂ）	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引（Ｂ）－（Ａ）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【 確保の内容 】

子育て支援センター、保健センター、保育課内に利用者支援事業を担当する職員を配置し、利用者の相談支援を行います。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化を図ります。

（10）乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業

【 事業概要 】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、看護師等が訪問し相談に応じる事業です。

保健センターにおいて、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。

〇過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,668人	1,570人	1,458人	1,357人

【 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
確保方策（Ｂ）	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
	実施体制　保健師、看護師等 実施機関　豊川市（保健センター、子育て支援課） 対象年齢　生後４か月まで				

【 確保の内容 】

保健センターの保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施していきます。

（11）養育支援訪問事業 ・・・・・・・

【 事業概要 】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。

子育て支援課において、対象家庭を訪問し、必要な相談、指導、支援等を実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
632人回	729人回	741人回	860人回

【 養育支援訪問事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	740人回	740人回	740人回	740人回	740人回
確保方策（Ｂ）	740人回	740人回	740人回	740人回	740人回
	実施体制　保健師、助産師、看護師、保育士等 実施機関　豊川市（子育て支援課） 対象者　要支援児童、特定妊婦				

【 確保の内容 】

子育て支援課の保健師等により、保健センター等関係機関と連携しながら現在の体制で対象家庭の支援を実施していきます。

（12）妊婦健康診査事業 ・・・・・・・

【 事業概要 】

妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を交付。妊娠期間中14回までの妊婦健康診査を助成します。

保健センターにおいて、妊娠の届出があった者に妊婦一般健康診査助成券を交付します。

〇過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18,051回	18,432回	19,142回	18,054回

【 妊婦健康診査事業の量の見込み（市全体） 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
確保方策（Ｂ）	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
	実施場所　愛知県内の産科医療機関 ※県外で受診した者は後日還付手続 実施時期　通年実施 健診回数　14回 検査項目　国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【 確保の内容 】

医療機関や助産所での健診に対し、14回分の受診券を交付し、現在の体制を維持、継続していきます。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・

【 事業概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【今後の方向性】

給食費（副食材料費）は、新制度に移行していない幼稚園が利用者を対象として令和元年１０月１日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品教材費は、特定教育・保育施設の利用者を対象として、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・・・・

【事業概要】

小規模保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援，相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めていきます。

第５章　子育て支援施策の推進（法定外事業）

1　家庭や地域における子育て支援の充実（基本目標１）

施策の方向（１）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・

法定事業において事業推進していきます。

施策の方向（２）幼児教育・保育サービスの充実・・・・・・・

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">認定こども園への移行促進</td><td colspan="3">多様化する教育・保育ニーズに応えるため、市内の幼稚園をはじめ、関係団体等への働きかけを行い、認定こども園への移行促進を図ります。</td><td rowspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>●市内の認定こども園数
（実績：令和元年度）
市内幼稚園等との意見交換を密に図り、それぞれの状況を踏まえた上で、認定こども園への移行を促します。</td><td>実績値
2
市内認定こども園数</td><td>目標値
方向性
⇒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小規模保育事業等の整備促進</td><td colspan="3">増加傾向が続く、３歳未満児の保育需要に対し、引き続き、関係団体等への働きかけを行い、家庭的保育事業等への参入を促します。</td><td rowspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>●市内の家庭的保育事業の認可定員
（実績：令和元年度）
家庭的保育事業等への参入を促すとともに、既存の保育施設に対しても定員を増やす等、受け皿の拡充を目指します。</td><td>実績値
48
市内小規模保育事業所認可定員</td><td>目標値
方向性
62</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相互連携の充実</td><td colspan="3">切れ目ない、教育・保育サービスを提供していくために、市内の幼稚園や認定こども園、認可保育所、小学校等が組織する既存の協議会等を活用し、相互の連携が図られるよう必要な情報等を提供していきます。また、保育者の資質の向上を図り、質の高い幼児教育が提供できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの取り組みを検討していきます。</td><td rowspan="2">学校教育課
保育課</td></tr>
<tr><td>●幼児教育研究会の開催数（年間）
幼稚園、認定こども園、認可保育所、小学校に勤務する教諭や保育士等が、同じテーマで研修会を開催するとともに、地域の施設毎に分かれて情報交換を行う等、切れ目なく質の高い教育・保育サービスの提供ができる体制を整えます。</td><td>実績値
3
幼児教育研究委員会開催数</td><td>目標値
方向性
⇒</td></tr>
</table>

施策の方向（３）児童の健全育成

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>児童館事業</td><td>身近な児童健全育成の拠点としての機能に加え、乳幼児親子向けの教室や相談事業を増やし、子育て支援拠点施設のサテライト施設としての機能を充実します。
●児童館延べ利用者数、各種イベント実施回数（実績：平成30年度）
趣向を凝らしたイベントを開催するとともに、乳児の親子連れが子育ての悩みを共有できるような環境を整え、利用者を増やしていきます。
実績値 / 目標値 方向性
229,195 / 233,400
延べ利用者数
1,150 / 1,200
各種イベント実施回数</td><td>子育て支援課</td></tr>
<tr><td>心理教育相談事業</td><td>臨床心理士による心理教育相談室「ゆずりは」において、市内の小中学生及びその保護者、小中学校教諭、就学前の児童の保護者、保育士等からの心理教育相談等を充実していきます。
●「ゆずりは」巡回相談件数及び来談者相談件数（実績：平成30年度）
児童の減少傾向がある中、相談内容は多様化し、相談者も外国人が増えています。臨床心理士の確保や質の向上に努めます。
実績値 / 目標値 方向性
100 / ⇒
巡回相談件数
2,163 / ⇒
来談者相談件数</td><td>学校教育課
保育課</td></tr>
<tr><td>放課後子供教室・放課後子ども総合プラン</td><td>すべての小学校児童の安心・安全な居場所として、放課後子供教室の拡充、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施又は、連携実施に向けた検討を行います。
●放課後子供教室実施箇所数及び放課後児童クラブ連携実施箇所数
（実績：平成30年度）
児童の健全育成に資するため、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携を深めていきます。
実績値 / 目標値 方向性
26 / 26
実施箇所数
9 / 12
連携実施箇所数</td><td>生涯学習課
子育て支援課</td></tr>
</table>

施策の方向（４）配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">要保護児童対策地域協議会</td><td colspan="2">児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報管理の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関の連携を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図ります。</td><td rowspan="2">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>●各機関等で相談を受けた件数
（実績：平成30年度）
見守りが必要な家庭は、年々増えており、いかに地域と連携を図るかが重要なテーマになってきています。
早期に問題のある家庭の情報を捉え、関係機関と共有し組織的に取り組みます。</td><td>実績値 / 目標値 方向性
208 ⇒
相談対応件数
2 ⇒
協議会開催件数
8 ⇒
研修会開催回数
547 ⇒
研修会参加者数
12 ⇒
実務者会議開催回数</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ひとり親家庭等の自立支援
【一部新規追加】</td><td colspan="2">ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、手当を支給するとともに、母子・父子自立支援員が、就職や経済上の問題など様々な相談に日頃から応じ、生活の安定や自立に向けた支援を行います。またひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ技能や資格取得のための講座等を受講した際や各種学校等の養成機関で修業する際には給付金を支給し、自立を促進していきます。
母（父）子家庭の母・（父）、父母のいない児童を対象に、医療費の助成を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。</td><td rowspan="2">子育て支援課
保険年金課</td></tr>
<tr><td>
●児童扶養手当及び遺児の育成を図る手当ての受給者数及び受給対象児童数（実績：平成30年度）
●母子家庭等相談件数
（実績：平成30年度）
●自立支援教育訓練給付金支給件数
（実績：平成30年度）
●高等職業訓練促進給付金支給件数
（実績：平成30年度）
●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数（実績：平成30年度）
●母子・父子家庭医療費の受給者数及び年間延受診件数（実績：平成30年度）
ひとり親家庭等の自立支援のため、継続実施していく必要があります。
</td><td>
<table>
<tr><th>実績値</th><th>目標値
方向性</th></tr>
<tr><td>1,215</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童扶養手当受給者数</td></tr>
<tr><td>1,868</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童扶養手当受給対象児童数</td></tr>
<tr><td>1,273</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺児の育成を図る手当受給者数</td></tr>
<tr><td>1,950</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺児の育成を図る手当受給対象児童数</td></tr>
<tr><td>587</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">母子家庭等相談件数</td></tr>
<tr><td>5</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立支援教育訓練給付金支給件数</td></tr>
<tr><td>9</td><td>14</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等職業訓練促進給付金支給件数</td></tr>
<tr><td>1</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学支援修了一時金支給件数</td></tr>
<tr><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数</td></tr>
<tr><td>3,170</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">母子・父子家庭医療の受給者数</td></tr>
<tr><td>44,009</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">母子・父子家庭医療の年間延受診件数</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>児童発達支援体制の充実</td><td>障害の有無に関わらず、何らかの支援が必要な子どもやその保護者に対して、子どもの就園、就学等の節目において途切れのない一貫した総合的な支援として、相談、療育等を包括的、かつ、継続的に行うための体制整備を図ります。
●児童発達支援センター（福祉型）の設置箇所数
速やかに児童発達支援センターを設置し、発達に心配のある児童の支援体制を整備し、切れ目のない支援を行います。
実績値：0　目標値（方向性）：1
児童発達支援センター設置箇所数</td><td>子育て支援課</td></tr>
<tr><td>加配保育の充実</td><td>発達の気になるお子さんについて、保育園では加配保育を実施しています。現在23ヶ所の指定園を設け、保育サービスを提供しています。
●加配保育指定園数（実績：令和元年度）
加配児の受入へのニーズが高まっているため、指定園を各小学校区に1園を整備し、身近な地域でサービスが受けられるよう整備を進めます。また、より身近な地域でサービスが受けられるよう、児童数の多い地域では指定園の拡大を検討します。
実績値：23　目標値（方向性）：26
加配保育指定園数</td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>特別支援教育の充実</td><td>さまざまな理由で特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、家庭環境や学習能力、心身の状況等に応じた教育を受けることができる支援体制の充実を図ります。
●非常勤講師派遣数及びパート支援員配置数（実績：平成30年度）
個別的な指導やティームティーチングのため、講師を派遣したり、パート職員を配置するなど、児童・生徒を支えるとともに学級運営の安定化を図ります。
実績値：69　目標値（方向性）：69
非常勤講師派遣数
14　14
パート職員配置数</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>【新規追加】
生活困窮世帯学習支援事業</td><td>経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちに対して、居場所を提供し、基礎的な学力を身につけることを目指して、一人ひとりの学習習熟度に合わせた学習支援を行います。
●生活困窮世帯学習支援事業開催回数、参加申込者数及び延参加生徒数
（実績：平成30年度）
支援が必要な世帯への効果的な周知方法や関係機関との連携方法を検討し、継続的に学習支援事業を実施します。
実績値：100　目標値（方向性）：102
開催回数
30　40
参加者申込者数
858　3,000
延参加生徒数</td><td>福祉課</td></tr>
</table>

２　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり（基本目標２）

施策の方向（１）子どもと母親の健康の確保

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【新規追加】
母子健康手帳の交付時の相談・指導及び妊産婦教室の実施</td><td colspan="2">母子健康手帳の交付時に専門職が面接をし、相談、指導を実施します。母が妊娠期の健康管理ができ、安全安心して出産を迎えることができるよう切れ目ない支援を実施していきます。また、パパママ教室ではパパとママが育児に対するイメージを持ち、前向きに育児にとり組めるための支援をしていきます。</td><td rowspan="2">保健センター</td></tr>
<tr><td>●母子健康手帳の交付数、教室回数及び教室参加人数（実績：平成30年度）
出生数は減少していますが、面接の機会をとらえ、丁寧に情報収集するとともに、情報提供を行い切れ目のない支援を行います。また、保健センターだけでなく、関係機関と連携した支援に取り組みます。</td><td>実績値 ／ 目標値 方向性
1,463 ⇒
交付数
38 ⇒
教室回数
748 ⇒
教室参加人数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児健康診査・子育て教室の実施</td><td colspan="2">乳幼児の発達の節目に合わせ、乳幼児健診、幼児歯科健診を行うとともに、相談・指導を実施し、健やかな子どもの育ちを支援します。また、子育て教室を開催し、子育ての基盤となる親力、地域力の向上を図ります。</td><td rowspan="2">保健センター</td></tr>
<tr><td>●乳幼児健康診査受診率及び子育て教室開催回数・参加延べ人数
（実績：平成30年度）
乳幼児健診では病気の発見や発達の確認とともに、安心して子育てできるよう相談・指導を行い、子育て支援をします。また、各機関と連携しながら、子育て教室を実施し、安心して自信を持って子育てできるよう支援します。</td><td>実績値 ／ 目標値 方向性
95.5% ⇒
乳幼児健診受診券1回目
74.0% ⇒
乳幼児健診受診券2回目
98.3% ／ 99.6%
４ヶ月児健康診査
99.5% ／ 99.6%
１歳６ヶ月児健康診査
99.6% ／ 99.6%
３歳児健康審査
177 ⇒
子育て教室開催回数
8,466 ⇒
子育て教室参加延人数</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【新規追加】
産婦健康診査事業</td><td colspan="3">産後うつ及び虐待予防の視点からエジンバラ産後うつ評価表を実施しています。出産後の母体の健康管理を図るとともに支援の必要なケースについては関係機関と連携を図り支援します。</td><td rowspan="2">保健センター</td></tr>
<tr><td>●産婦健康診査事業受診者数
（実績：平成30年度）
支援の必要なケースについて関係機関及び医療機関と連携を図り、継続支援を実施します。</td><td>実績値
1,530
受診者数</td><td>目標値
方向性
⇒</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【新規追加】
産前・産後ヘルパー利用費補助事業</td><td colspan="3">妊娠中又は産後に身内の支援が受けられない方が家事支援等のヘルパーを利用した場合、利用費の半額程度補助を行い母親の負担軽減をし、安心した子育てを支援していきます。</td><td rowspan="4">保健センター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">●産前・産後ヘルパー利用費補助事業の利用申請者数及び補助申請者数
（実績：平成30年度）
祖父母の高齢化や就労、夫が仕事で忙しい等で支援を得られない妊産婦の家事・育児の負担軽減ができるよう周知に努めます。また、他の事業やサービスと連携し、出産前後の家族がより安心して生活できる体制作りの強化に努めます。</td><td>実績値
31
利用申請数</td><td>目標値
方向性
⇒</td></tr>
<tr><td>11
補助申請数</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【新規追加】
産後ケア事業</td><td colspan="3">生後４カ月未満の身内の支援を受けられない母子に対して、産科機関等で支援を受けることで母の心身の回復及び前向きに育児に取り組めるための支援を行います。</td><td rowspan="4">保健センター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">●産後ケア事業利用者数及び問合せ相談件数（実績：平成30年度）
宿泊型を実施していますが、今後はデイサービス型等、母親のニーズに合わせた実施方法を検討し、利用しやすい体制の整備を図ります。また、受入可能な産科機関を増加し身近な施設で利用できるよう環境整備を図ります。</td><td>実績値
3
利用者数</td><td>目標値
方向性
18</td></tr>
<tr><td>11
問合せ相談件数</td><td>20</td></tr>
</table>

施策の方向（２）「食育」の推進

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>食育啓発事業</td><td>第２次豊川市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭を基本とした「食育」に取り組み、健康で心豊かな人間性を育む「食育」を市民とともに推進するための啓発を行います。
●献立表による啓発
（実績：平成30年度）
献立表を利用した食育に関する啓発を実施します。
実績値：11　目標値方向性：11
献立表による啓発</td><td>学校給食課</td></tr>
<tr><td>食に関する指導の充実</td><td>給食時間に小中学校全クラスにおいて、栄養教諭と学校栄養職員により給食指導を実施します。また、学級活動を通じて適切な食に関する指導を充実します。保育所においては、食に関する保育実践のほか、保護者に対して職のあり方（離乳食、幼児食、アレルギー対応等）の情報を提供します。
●保育園及び小中学校での食に関する教育実施数
（実績：平成30年度）
保育園では、野菜を栽培したり、それを調理するなど食に関心を持つような取り組みを、小中学校では、栄養教諭が授業を行う等食に関する取り組みを実施します。
実績値：54　目標値方向性：⇒
保育所での食に関する教育
実績値：36　目標値方向性：36
小中学校での食に関する教育</td><td>学校給食課
保育課</td></tr>
</table>

施策の方向（３）思春期対策の充実 ・・・・・・・

１地域における子育て支援サービスの充実の施策（３）の心理教育相談とあわせて推進していきます。

施策の方向（４）気軽に相談できる支援体制づくり ・・・・・・・

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">子ども・子育て相談事業</td><td colspan="3">乳幼児の保護者や小中学生、青少年及びその保護者の抱える不安や悩みに対し、子育て支援センターや保育所、保健センター、家庭児童相談室、少年愛護センターにおいて相談に応じ、養育力の向上や不安の解消、非行等の未然防止に努めます。</td><td rowspan="2">子育て支援課
保健センター
生涯学習課</td></tr>
<tr><td>●各機関等で相談を受けた件数
（実績：平成30年度）
核家族化や社会情勢の変化により、子育てに悩む家庭は増加すると予想しますが、児童数は減少傾向にあり、相談件数は大きく増加はしないと考えられます。多様化する相談内容に対し、丁寧な対応ができるよう職員の資質向上を図ります。</td><td>実績値
406
子育て支援センター
3,299
保育園
833
保健センター
113
家庭児童相談室・少年愛護センター
93
少年愛護センター心理相談</td><td>目標値
方向性
⇒

⇒

⇒

⇒

⇒
</td></tr>
</table>

３　子どもの育ちを支える環境の整備（基本目標３）

施策の方向（１）次代の親の育成

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ふれあい体験の実施</td><td colspan="3">小中学生が乳児や妊産婦と交流することで、自分の育ちを見つめ、命の大切さや家族の絆等を学ぶ「ふれあい体験」の実施校の増加を図るとともに、学校、主任児童委員、民生委員・児童委員等の地域関係者の連携強化を図ります。</td><td rowspan="5">保健センター</td></tr>
<tr><td rowspan="4">●実施小中学校数及び参加者延べ人数
（実績：平成30年度）
児童委員等の協力もあり、学校と地域が協働し実施しており、今後も、この取り組みを拡げていきます。</td><td>実績値</td><td>目標値
方向性</td></tr>
<tr><td>26</td><td>31</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施校数</td></tr>
<tr><td>2,646</td><td>⇒</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加延べ人数</td></tr>
</table>

施策の方向（２）家庭や地域の教育力の向上

<table>
<tr><th>施策</th><th colspan="3">内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="5">子育てサポーターの養成</td><td colspan="3">身近な地域における子育て支援の場で活躍できる子育てサポーターを養成、確保していくため、実践的な講座を実施していきます。</td><td rowspan="5">子育て支援課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">●子育てサポーター養成校座受講者数
（実績：平成30年度）
子育てサポーターを養成し確保するため、引続き実施していきます。</td><td>実績値</td><td>目標値
方向性</td></tr>
<tr><td>127</td><td>247</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加延べ人数</td></tr>
</table>

施策の方向（３）子育てにやさしいまちづくりの推進・・・・・・・

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">赤ちゃんの駅事業</td><td colspan="2">小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、市内の公共施設や商業施設等でオムツ替えや授乳等ができる場所の情報を提供します。また、イベント等の屋外での催しにおいても移動式授乳室等を設置又は貸出しを行い子育て世帯を支援していきます。</td><td rowspan="2">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>●赤ちゃんの駅登録施設数及び移動式赤ちゃんの駅貸出し回数
（実績：平成30年度）
様々な箇所に設置されるよう民間施設への協力を求めるとともに、赤ちゃんの駅の貸し出し制度のＰＲに努めます。
<table><tr><th>実績値</th><th>目標値
方向性</th></tr><tr><td>153</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="2">登録施設数</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり</td><td colspan="2">公共施設を新築、改築する場合は、子育てに配慮した設備・施設機能を確保するように努めます。また、既存施設においても改修等を行い充実を図ります。</td><td rowspan="2">子育て支援課</td></tr>
<tr><td>●ベビーシート及び授乳室の設置箇所数（実績：平成30年度）
妊娠中、乳幼児連れの親子が多数利用が想定される施設には、ベビーシート等を設置するよう促します。
<table><tr><th>実績値</th><th>目標値
方向性</th></tr><tr><td>85</td><td>90</td></tr><tr><td colspan="2">ベビーシート設置箇所数</td></tr><tr><td>74</td><td>80</td></tr><tr><td colspan="2">授乳室設置箇所数</td></tr></table></td></tr>
</table>

4　仕事と子育ての両立の推進（基本目標４）

施策の方向（１）ワークライフバランスに関する取組・・・・

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容（上段）
指標（下段）</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発</td><td colspan="2">働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、男女共同参画に関する講座のなかでワーク・ライフ・バランスに資する講座メニュー（エンパワーメント講座、男女共生セミナー等）を活用して推進を図ります。また、社会の動向や講座参加者の所感を情報紙などへ掲載し、ワーク・ライフ・バランスの周知と啓発を図ります。</td><td rowspan="2">人権交通防犯課</td></tr>
<tr><td>●講座開催回数及び情報誌「ゆい」での啓発記事掲載（実績：平成30年度）
講座開催及び広報等紙媒体を使って、広く市民にワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。</td><td>実績値 / 目標値 方向性
0 / 2
講座開催数
2 / 2
情報誌「ゆい」による啓発</td></tr>
<tr><td rowspan="2">育児休業明け保護者の職場復帰への支援</td><td colspan="2">早い段階で保育所等への入所決定を行うことで、育児休業明けの保護者が安心して職場に復帰できるよう、育児休業明け保育所等入所予約事業を実施します。</td><td rowspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>●育児休業明け保育所等入所予約事業の募集人数（実績：平成30年度）
育児休業明けの保護者が安心して職場に復帰できるよう、育児休業明け保育所等入所予約事業を拡充し継続実施します。</td><td>実績値 / 目標値 方向性
35 / 50
募集人数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">休日保育事業</td><td colspan="2">保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、的確なニーズを把握し事業の充実を図ります。</td><td rowspan="2">保育課</td></tr>
<tr><td>●休日保育実施園数、延べ利用者数
（実績：平成30年度）
現在、社会福祉法人久昌会ひかり保育園が実施しています。利用者は一定の範囲内で増減しているため、今後の需要を注視していきます。</td><td>実績値 / 目標値 方向性
1 / 1
実施園数
407 / ⇒
延べ利用者数</td></tr>
</table>

５　子どもの貧困対策

・背景と位置づけ

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。本市の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための計画についても一体的にとりまとめ各事業を推進してまいります。

・市のアンケート調査結果について

本市では、平成29年２月に、子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための実態調査を実施しました。

＊子どもの貧困率※

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
5.2%	13.9%	5.9%	7.5%

※　子どもの貧困率・・・子ども全体に占める、等価可処分所得※が貧困線※に満たない子どもの割合。
※　等価可処分所得・・・世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。
※　貧困線　　・・・等価可処分所得の中央値の半分の額。国民生活基礎調査の結果、平成 27 年は 122 万円。

＊市民一人当たりの手取り額から独自に算出した貧困線（137.5 万円）による子どもの貧困率

豊川市
7.2%

（県独自の貧困線 137.5 万円による割合）

愛知県	東三河南部
9.0%	10.5%

子どもの貧困対策事業

① 子どもの学習支援

事業	担当課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（再掲）	学校教育課
生活困窮者学習支援事業（再掲）	福祉課
学級運営支援員配置事業	学校教育課

② 子どもの生活支援

事業	担当課
放課後子ども教室（再掲）	生涯学習課
子どもの居場所作り事業	子育て支援課
子ども食堂支援事業	子育て支援課

③ 保護者の就労自立支援

事業	担当課
母子生活支援施設実施委託事業	子育て支援課
自立支援教育訓練給付事業（再掲）	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	子育て支援課
高等職業訓練修了支援給付金事業（再掲）	子育て支援課

④ 子育て世帯への経済的支援

事業	担当課
母子・父子家庭医療費支給事業（再掲）	保険年金課
子ども医療費支給事業	保険年金課
保育所等　利用料等減免	保育課
児童クラブ等　利用料等減免	子育て支援課
児童扶養手当・遺児の育成を図る手当（再掲）	子育て支援課

事業（再掲）以外の事業の説明

・子どもの居場所作り事業、子ども食堂支援事業

家庭や学校とは別に、子どもの孤立を防止し、子どもに安心して過ごしてもらえる居場所を提供することが求められており、この居場所の一つの形態として、孤食の防止、地域の大人や同世帯の子どもとの交流、食育の推進を図ることが期待できる子ども食堂について、現在、市内で食堂を開設運営している団体に対し、より安定して継続運営できるよう補助制度の創設を検討していきます

・母子生活支援施設実施委託事業

配偶者のいない女子、又はこれに準じる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設で保護し、生活の自立を支援します。

・子ども医療費支給事業

出生から中学3年生年までの児童の入院・通院おける医療費保険診療分に係る自己負担額を全額助成します。

・保育所等利用料減免

特定教育・保育施設等に通う、多子世帯・ひとり親世帯等の児童の保育料を軽減また私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して、所得や兄姉の状況に応じて入園料および保育料を減免します。

・児童クラブ利用料減免

生活保護受給世帯又は、入所児童と同一住所に居住する保護者全員が市民税非課税のひり親家庭に該当する場合は負担金の一部を減額。また、きょうだい同時入所している世帯の２人目以降の児童の負担金の一部を減免します。

第６章　計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、５章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、ＰＤＣＡサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

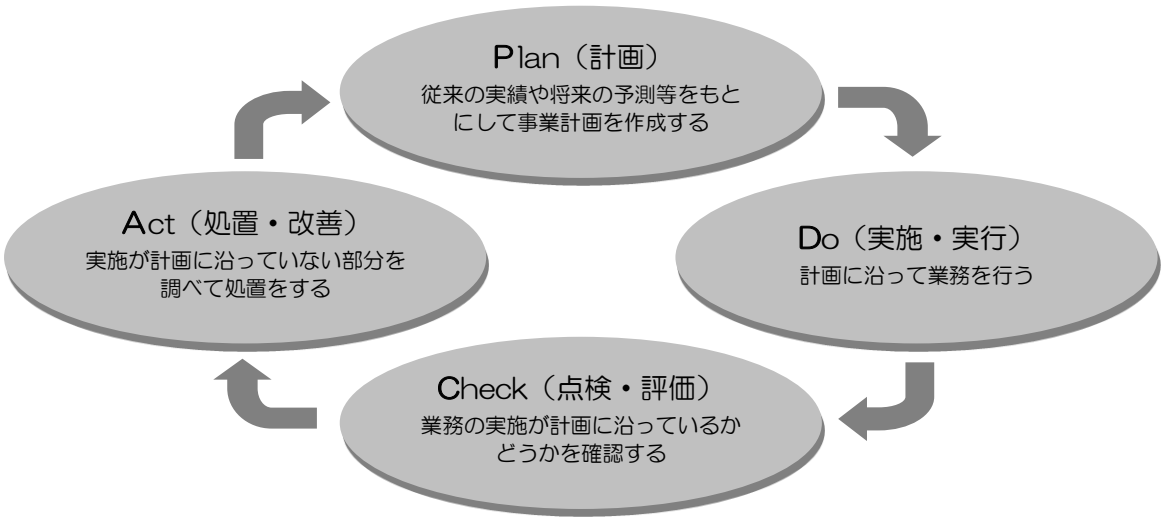

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。